

アメリカにおける犯罪被害者施策及びその運用実態

研究官 安東 美和子
研究官 松田 美智子
研究官補 染田 恵

目 次

第1	犯罪被害者施策の沿革	5
1	被害者施策の歴史的経緯	5
2	1982年の委員会報告書	6
第2	犯罪被害者関係の法制	7
1	被害者の連邦憲法及び州憲法上の権利	7
(1)	概説	7
(2)	被害者の権利に関する連邦憲法修正	7
(3)	被害者の権利に関する州憲法修正	9
2	被害者関係の主要な連邦法典の概要	11
(1)	被害者及び証人保護法 (Victim and Witness Protection Act)	11
(2)	犯罪被害者法 (Victim of Crime Act[VOCA])	12
(3)	学生の知る権利及び校内安全法 (The Student Right-to-Know and Campus Security Act)	12
(4)	児童虐待被害者法 (The Victims of Child Abuse Act)	12
(5)	被害者の権利及び被害弁償法 (The Victims' Rights and Restitution Act)	12
(6)	児童の性的虐待登録法 (The Child Sexual Abuse Registry Act)	12
(7)	暴力犯罪統制及び法執行法 (The Violent Crime Control and Law Enforcement Act)	12
(8)	地域社会通報法 (The Community Notification Act, 通称 Megan's Law)	13
(9)	反テロリズム及び効果的死刑法 (The Antiterrorism and Effective Death Penalty Act)	13
(10)	被害者の権利明確化法 (The Victims Rights Clarification Act)	13
第3	刑事司法における被害者の法的地位及び被害者施策	14
1	被害者の連邦法上の定義	14
(1)	犯罪被害者法	14
(2)	必要的被害弁償命令法	14
(3)	連邦刑事訴訟規則	14
2	被害者に対する情報提供	14
3	被害者の刑事司法への関与	15
(1)	被害影響陳述	15
(2)	答弁取引・保釈・仮釈放手続等への関与等	16
(3)	公判手続への在廷	20
4	刑事司法における被害者に対する保護	20
(1)	被害者・証人の加害者による威迫等からの保護	20
(2)	被害者・証人の保護のための証言方法	21
5	刑事司法における被害回復	21
(1)	弁償命令 (restitution order)	21
(2)	被害者加害者和解プログラム (Victim Offender Reconciliation Program)	22
(3)	被害者加害者ミーティング・プログラム (Victim Offender Meeting Program, ミネソタ州)	30

第4	被害者補償制度等	33
第5	刑事司法機関及び被害者援助団体が行う被害者支援プログラム	33
1	概説	33
2	被害者加害者対話プログラム (Ohio Victim-Offender Dialogue Program, オハイオ州)	34
(1)	概要	34
(2)	プログラム実施の手続	34
(3)	事例紹介	36
第6	アメリカにおける被害者施策の課題と展望	39
1	基本的に重要な5つの勧告	39
2	被害者の権利に関する課題と提言	40
3	刑事司法及び少年司法機関の状況とそれらへの提言	40
(1)	警察	40
(2)	検察	41
(3)	裁判所	41
(4)	矯正・保護	41
第7	資料編	42
資料1	アメリカにおける犯罪被害者施策の沿革	42
資料2	1982年の委員会報告書	48
第1	政府の行動を求める勧告	48
1	連邦及び州レベルにおける行政的及び立法的措置を求める勧告	48
2	連邦の行動を求める勧告	49
3	刑事司法機関に対する勧告	49
(1)	警察	49
(2)	検察	50
(3)	裁判所	50
(4)	仮釈放委員会	50
4	その他の機関に対する勧告	51
(1)	病院に対する勧告	51
(2)	牧師(聖職者)に対する勧告	51
(3)	法曹界に対する勧告	51
(4)	学校に対する勧告	51
(5)	精神医療機関等に対する勧告	51
(6)	民間団体に対する勧告	52
第2	憲法修正の提案	52

第1 犯罪被害者施策の沿革

1 被害者施策の歴史的経緯

アメリカの被害者施策の歴史的発展段階は、大別して次の三段階に区分できる¹。まず第一段階は、1960年代中盤以降に開始された犯罪被害者補償法の制定による被害者に対する「経済的援助」の充実である。1965年にカリフォルニア州で、全米初の犯罪被害者補償プログラムが制定されたのを皮切りに、1970年までに、ニューヨーク、マサチューセッツほか3州で同様のプログラムが制定された。これは、1960年代後半以降、アメリカにおいて犯罪の多発傾向や犯罪被害の問題が最も深刻な社会問題の一つとして認識されるようになり、まず、犯罪被害者に対する経済的援助を行う被害者補償法の制定の動きが起こって、これが全米各州に広がっていったことを背景としている²。続く第二段階は、1970年代に盛んとなった、官民の被害者援助組織による緊急時のサービス等各種の援助を内容とする「直接的援助」である。これは当初、三つの民間の被害者援助団体—「犯罪被害者支援 (Aid for Victims of Crime)」(セントルイス、ミズーリ州)、「強姦に対抗する湾岸地域女性 (Bay Area Women Against Rape)」(サンフランシスコ、カリフォルニア州)及び「強姦危機センター (Rape Crisis Center)」(ワシントンD.C.)—による被害者支援プログラムに始まり、その後全米に拡大していった³。第三段階は、「被害者の刑事手続上の法的地位の向上」の充実である。これは、1960年代半ばころから実施された種々の犯罪被害実態調査により⁴、犯罪被害率の高さとこれとの比較における被害申告率の低さが明らかになるにつれて、一部の被害者が、被害通報による加害者からの報復へのおそれや無神経な取扱いを受けたために法執行機関に対する不信感を抱いている実態について指摘がなされるようになり⁵、これを除去するための被害者施策が刑事司法の効果的な運営のために重要であるとの認識が生まれた⁶ことを背景としている。1982年に、レーガン大統領が任命した「犯罪被害者に関する大統領特別委員会 (President's Task Force on Victims of Crime)」は、犯罪被害者の実態調査を行い、上記のような犯罪被害の実態や被害者のニーズが無視されているという調査結果を基に、刑事司法機関だけでなく被害者に関係するすべての機関に対し、被害者の保護及び法的地位の向上等に関する68項目の勧告を行う最終報告書(以下、「1982年の委員会報告書」という。)を発表した(後記2参照)。

この後、連邦政府は、これらの勧告を実現するため、司法省に犯罪被害者対策室 (Office for Victims of Crime) を設置し、また、被害者及び証人保護法 (1982年)、犯罪被害者法 (1984年)、地域社会通報法 (1996年)、被害者の権利明確化法 (1997年) 等、現在に至るまで10を超える犯罪被害者の保護関係の連邦法を順次整備した(法律名の原文表記は、後記第2の2及び本稿末尾資料1参照)。これらにより、被害者の権利、刑事司法への関与、刑事手続上の保護など連邦犯罪の被害者の保護について規定の整備・強化がなされるとともに、各種の被害者支援プログラムに対する財政的基盤の整備等が図られた。

これらの経緯の詳細については、連邦司法省などの資料等に基づいてまとめた、「アメリカにおける犯

1 *Crime Victims' Rights in America, A Historical Overview*, 1999 NCVRW Resource Guide, Office for Victims of Crime, 2000.

2 佐々木 知子, 「捜査・公判段階における被害者等の保護支援—イギリス及びアメリカの施策—」, 研究部資料45, 法務総合研究所, 1999, 170-

3 *ibid.*, *A Historical Overview*

4 *Criminal Victimization in the United States*, Bureau of Justice Statistics, 1993, 166-

5 *President's Task Force on Victims of Crime FINAL REPORT*, 1982, 19, 59

6 Davis, C. R., et al, *Victims of Crime 2nd ed.*, Sage Publications, 1997, 232

罪被害者施策の沿革」(資料1)を、本稿末尾に年表形式で掲載した。

なお、アメリカの刑事司法においては、連邦、50州、コロンビア特別区等の各法域ごとに被害者施策が実施されているが、以下では、連邦及び州における主要なものを紹介する。

2 1982年の委員会報告書

1982年の委員会報告書は、大別して、(a)政府の行動を求める勧告と(b)被害者の権利のための連邦憲法修正の提案に分かれる。(a)は更に、①連邦及び州レベルにおける行政的及び立法的措置を求める勧告、②連邦の行動を求める勧告、③刑事司法機関に対する勧告(警察、検察、裁判所及び仮釈放委員会に対する勧告)、④その他の機関に対する勧告(病院、牧師(聖職者)、法曹界、学校、精神医療機関等及び民間団体に対する勧告)に分かれている。

(a)の勧告は、大きな項目として67項目あり、その中に更に実務に即した複数の具体的勧告事項が含まれている。同報告書では、各勧告事項について詳細な注釈が付され、当該勧告事項の経緯・目的、他の勧告事項との関係、関連法律、判例などが紹介されており、アメリカにおけるその後の被害者の権利の強化やその法的地位向上のための各種の立法的措置・行政的措置の基本となった事項がほぼ網羅されている。その内容については、勧告部分の全訳を本稿末尾に収録(資料2)した。

(b)についての提案において、この報告書は、連邦憲法修正第6条につき「(被告人と)同様に、被害者は、すべての刑事訴追に関し、司法手続の重要なすべての段階に出席し、かつ意見を述べる権利を有する。」との規定を盛り込むことを提言した。連邦憲法修正作業は現在も続けられており、その経緯と改訂を重ねた修正案については、後記第2の1(2)において紹介し、各州の被害者の権利に関する規定については、後記第2の1(3)において、代表的な例を紹介した。

その後の1997年には、この報告書発表15周年を記念して、そこに掲げられた勧告事項の実施状況について評価し、新たに250項目を超える勧告を行った「実務からの新しい方向性：21世紀に向けた被害者の権利及び被害者へのサービス(New Directions from the Field: Victims' Rights and Services for the 21st Century)」が、司法省犯罪被害者対策室の支援の下に完成した。なお、この1997年の提言は、後記第6において、本稿のまとめとして詳しく紹介した。

第2 犯罪被害者関係の法制

1 被害者の連邦憲法及び州憲法上の権利

(1) 概説

1980年代初めから⁷、アメリカの各州で、犯罪被害者に対し、刑事司法において、公正で、かつ、被害者の尊厳とプライバシーを尊重した取扱いを受ける権利⁸、手続その他に関する情報提供を受ける権利、公判手続に在廷する権利、加害者からの威迫・報復等からの保護を受ける権利、被った損害に対する弁償等を受ける権利等を認め⁹、これを被害者の権利の章典 (Victims' Bill of Rights) という形で、法律に制定する動きが拡大し、連邦でも、1990年の犯罪統制法の一部である被害者の権利及び被害弁償法により¹⁰、被害者の権利の章典が設けられた。

さらに、カリフォルニア州が1982年に州憲法を修正して被害者の権利を規定して以降、同様の動きが各州で進展し、2000年2月末現在、32州 (州最高裁判所で、被害者の権利規定が違憲とされたオレゴン州を除く¹¹。) に及んでいる。連邦では、1982年の委員会報告書の中で、被害者の権利規定を被告人の権利規定である修正第6条に付加する憲法修正案の提示が行われ、1996年に初めて、憲法修正案が議会両院に提出された。その後、3度にわたる案の修正を経て、1999年の連邦議会第106会期に、改めて憲法修正案が提出されたが、同修正案は現在両院で審議中で、2000年2月末現在、未成立である (後記(2)参照)。

なお、これら被害者の権利については、連邦法及び州憲法の多くでは、権利が認められなかった場合に訴訟原因 (cause of action) となるものではないとするなど、その執行力 (enforceability) を制限する規定が置かれているが¹²、州によっては、その実現状況に関する監査制度やオンブズマン制度を設けているところもあり、連邦法では、各法執行機関は、規定されている被害者の権利を実現するため最大限の努力を払わなければならないとされ (42USC §10606)、毎年1回、司法長官に対し、その努力の状況に関する報告書を提出することとされている¹³。

(2) 被害者の権利に関する連邦憲法修正

現在連邦議会で審議中の憲法修正案 (上院提案のもの) の被害者の権利に関する部分を紹介した上、連邦憲法修正案の提案経緯について簡単に触れることとする (詳細は、資料1参照)。

ア 被害者の権利のための合衆国憲法修正案 (連邦議会上院合同決議3 (SJR3, 1999.1.19))

7 全米初の被害者の権利章典は、1980年にウィスコンシン州で採択された。

8 テキサス州憲法第1条第30項(a)(1)、ウィスコンシン州第1条第9項mなどが典型例。後記参照。

9 *The 1996 Victims' Rights Sourcebook: A Compilation and Comparison of Victims' Rights Laws*, NCVC, 13-

10 *Victim and Witness Rights United States Attorney's Responsibilities*, U.S. Department of Justice, 1998, 32-
Attorney General Guidelines for Victim and Witness Assistance (1995 ed.), 1-

11 オレゴン州では、住民投票 (Ballot Measure 40) により、1996年に59%の賛成を得て、被害者の権利に関する憲法修正が可決された。しかし、州最高裁判所は、1998年にこの投票が州憲法17条第1項に反し、違憲とする判断を下した。その理由は、州憲法17条第1項は、憲法修正の住民投票の際には、一つの修正事項ごとに一つの投票を行うことを求めているのに、上記住民投票では、複数の修正事項について一つの投票を行ったことにある。すなわち、上記住民投票は、州憲法第1条に、被害者が被告人から合理的に保護されること、公判等刑事手続に関する情報を与えられること、それらの手続に参加できること、有罪の宣告を受けた者から適切な被害弁償を受けることなど、犯罪被害者の権利について14項目にわたる修正 (追加) を加えることを内容とし、この修正により影響を受ける憲法の規定は5か条にのぼっているため、これら複数の修正事項は別々に住民投票にかける必要があると判断されたものである (Armatta v. Oregon, 327 Ore. 250; 959 P.2d 49, 1998)。

12 *op. cit.*, *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, 14-15, Table2B

13 *op. cit.*, *Attorney General Guidelines*, 6

第1項

暴力犯罪者の被害者は、法律の規定する定義に従い、下記の諸権利を有する。

- ・当該犯罪に関係するすべての公開手続に関して、合理的な告知を受け、かつ、それらの手続から除外されないこと。
- ・拘禁施設からの条件付釈放、提案された答弁又は量刑の受諾を決定する手続において、意見を聴取され、かつ、もし手続に参加している場合は、陳述できること。
- ・仮釈放に関する聴聞手続における上記の諸権利は非公開で行うものとし、その限度で、有罪の宣告を受けた犯罪者に対しても、これらの諸権利を適用すること。
- ・当該犯罪に係る拘禁状態からの逃亡又は釈放について、合理的な告知を与えられること。
- ・不合理な遅延を伴うことなく、すべての公判手続において、被害者の利益が考慮に入れられること。
- ・有罪の宣告を受けた犯罪者に対して、被害弁償を命じ得ること。
- ・当該犯罪に係る拘禁施設からの条件付釈放を決定するすべての場合において、被害者の安全が考慮に入れられること。
- ・本項に規定する諸権利について、合理的な告知を受けること。

第2項

被害者又は被害者の合法的な代理人のみが、本条に規定する諸権利を主張することができる。本条は、公判を停止し、又は延期すること、手続を再開すること、又は判決等決定を無効とすることについて、いかなる根拠も与えるものではない。ただし、条件付釈放及び被害弁償に関するものを除き、又は公判の停止若しくは延期を伴うことなく、将来の手続において本条において保障された諸権利を用いる場合を除く。

第3項

連邦議会は、適切な立法によって、本条を施行する権限を有する。本条に規定する諸権利に対する例外は、極めて強い公共の利益を実現するためやむを得ない場合にのみ認められる。

第4項

本条は、本条に関する憲法修正案の承認がなされてから180日後に発効する。本条に規定する被害弁償に関する例外に係る規定は、本条の施行期日前に行われた犯罪には適用されない。

第5項

本条に規定する諸権利及び免責は、連邦及び州の諸手続に適用される。諸手続には、連邦議会が置くことができる法律の規定に従った軍関係手続、少年司法手続、コロンビア特別区及びその他のアメリカ合衆国の準州、連邦領、占有領等における手続を含むものとする。

イ 連邦憲法修正案の提案経緯

1982年の委員会報告以降、憲法修正第6条に被害者の権利のための修正を行うことを目的とした議員等の動きはあったが、被害者の権利に関する憲法修正案は、1996年に上下両院に超党派の支持を得て初めて提出された。この第1次案についての数か月にわたる司法省、議会指導者、ホワイトハウス、刑事司法機関及び犯罪被害者支援者による討議を経て、同年9月、憲法修正第2次案が上院に提出された。その内容は第1次案と異なるものの、憲法修正の核心部分は維持された。しかし、被告人の権利擁護の立場からの反対は根強く、それらの批判を踏まえた憲法修正の第3次案が、1998年に連邦議会上院合同決議として提案され、上院司法委員会は賛成多数でこの決議を採択した。この第3次案は、司法委員会での支持獲得のため、従来の案と比べて、①対象を暴力犯罪の被害者に限定し、②この修正案に規定する犯罪被害者の権利の侵害は、量刑や司法取引において取り決められる答弁についての合意に対し、何

らの根拠を提供するものではないことを文言上明確にした点で、大きく異なっている。1999年には、上院の連邦議会上院合同決議として第4次案が提案された(上記アの現行案)。また、同年、下院の憲法修正案が提出された。下院案は、保護の対象を「すべての重罪及びその他すべての暴力犯罪の被害者」まで拡大している点において、上院案と相違している(その他の点は、上院案とほぼ同じ)。現在、この両案についての検討が連邦議会で行われている¹⁴。

(3) 被害者の権利に関する州憲法修正

次に、現在憲法修正済みの州を一覧した上、被害者の権利を州憲法上具体的な表現で列記している例を三つ選んで、該当部分を紹介する。

ア 被害者の権利のための州憲法修正を行った州

被害者の権利のための州憲法修正を行った州は、司法省の資料では、下記の32州であるが¹⁵、全米犯罪被害者センター(The National Center for Victims of Crime, 民間団体)の資料では、モンタナ州を除く31州とされている(モンタナ州は、「刑事司法関係法律の立法指針として、被害者に対する被害弁償を旨として立法しなければならない。」との規定を州憲法に置いているにとどまることが理由とされている。)¹⁶。

アラバマ、アラスカ、アリゾナ、カリフォルニア、コロラド、コネティカット、フロリダ、アイダホ、イリノイ、インディアナ、カンサス、ルイジアナ、メリーランド、ミシガン、ミシシッピ、ミズーリ、モンタナ、ネブラスカ、ネバダ、ニュー・ジャージー、ニュー・メキシコ、ノース・カロライナ、オハイオ、オクラホマ、ロード・アイランド、サウス・カロライナ、テネシー、テキサス、ユタ、ヴァージニア、ワシントン、ウィスコンシン

イ 州憲法の規定例

(ア) ミズーリ州憲法¹⁷

1992年に議会に提案されて可決され、1993年、住民投票において84%の支持を得て可決成立。

第1条第32項

- 1 犯罪被害者は、法律の定める定義に従い、下記の法律に定める諸権利を、法律の規定に従い有するものとする。
 - (1) 被告人が同様の権利を有する場合、すべての刑事司法手続に参加する権利。成人が犯した重罪の場合、少年司法手続に参加する権利を含む。
 - (2) 被害者の請求に基づき、裁判所の決定により司法の利益が優先するとされた場合を除き、有罪の答弁、保釈のための聴聞、量刑、プロベーション取消しのための聴聞、仮釈放のための聴聞の期日の告知を受け、かつ、それぞれの手続において陳述する権利。
 - (3) 公判及び予備審問期日の告知を受ける権利。
 - (4) 被害弁償を受ける権利。この権利は、民事事件の場合と同様の、又はその他法律の定めるところに従い、強制執行することができるものとする。
 - (5) 当該事件に関して、迅速な処分又は迅速な上訴に対する処分を求める権利。ただし、本号は、被告人がその防御のための準備に十分な時間を用いることを妨げるものではない。

14 *Victims' Rights Constitutional Amendment*, 1999 NCVRW Resource Guide, 2000

Recent News and Chronology, National Victims' Constitutional Amendment Network (NVCAN), 2000

15 *op. cit.*, 1999 NCVRW Resource Guide

16 <http://www.nvc.org/law/montana.htm>

17 <http://www.nvc.org/law/missouri.htm>. ミズーリは、全米で初めて1972年に設立された三つの被害者援助プログラムのうちの一つである「犯罪被害者支援」発祥の地(セントルイス)を含む州である。

- (6) 被告人又はその代理人の行動から、合理的な保護を受ける権利。
 - (7) 被告人（被疑者）の拘禁又は拘束状態からの逃亡，被告人の釈放及び釈放予定について情報を与えられる権利。
 - (8) 刑事司法制度がどのように機能し，被害者の諸権利及び関係サービスの提供範囲がどのような内容であるかについて情報を与えられる権利，及び被害者の請求に基づき，当該犯罪についての情報を与えられる権利。
- 2 本憲法第1条第20項の規定にかかわらず，被告人が，犯罪被害者，地域社会又はその他の者に対して危険があるとの理由に基づき，裁判所は，保釈を拒否し，又は被告人若しくはその身元保証人が遵守すべき特別の条件を課すことができる。
- 3 州議会が，法律の制定によって，被害者の権利条項の目的を達成するための訴訟原因から生じた司法判断を取り消し，又は修正することを条件として，この被害者の権利条項は，州，郡，市（地方自治体），その他の機関，補助者，被雇用者に対する金銭的損害賠償請求の訴訟原因となると解釈されてはならない。
- 4 本項の規定は，裁判所に対し，すべての刑事事件において，有罪の認定を無効としたり，又は有罪の答弁を受け入れる権限を与えたものと解釈してはならない。
- 5 州議会は，適切な立法措置によって，本項を実施する権限を有するものとする。

(イ) テキサス州憲法¹⁸

1989年に議会に提案されて可決され，同年，住民投票において73%の支持を得て可決成立。

第1条第30項

犯罪被害者の権利

- (a) 犯罪被害者は下記の権利を有する。
 - (1) 公正に扱われ，かつ刑事司法手続全体を通じて，被害者の尊厳及びプライバシーを尊重される扱いを受けるべきこと。
 - (2) 刑事司法手続全体を通じて，被告人から合理的に保護されるべきこと。
- (b) 犯罪被害者の請求により，犯罪被害者は，下記の権利を行使することができる。
 - (1) 裁判所手続について告知を受ける権利
 - (2) 当該犯罪に関連したすべての公開の裁判手続に参加できる権利。ただし，被害者自身が証言する可能性がある場合で，かつ，裁判所が，もし被害者が他の証言を聴くことにより，被害者の証言に実質的に影響があると判断した場合を除く。
 - (3) 地方検事局の代表者と協議する権利
 - (4) 被害弁償を受ける権利
 - (5) 被告人の有罪宣告，量刑，拘禁及び釈放に関して情報を得る権利
- (c) 立法機関は，被害者という用語を定義するため，及びその他の犯罪被害者の権利を執行するための法律を制定することができる。
- (d) 州は，検察官を通じて，犯罪被害者の権利を具体化する権限を有する。
- (e) 立法機関は，裁判官，州検察官，治安担当官（警察官等），その他法執行機関に関して規定する法律を制定できるが，本項に掲げた犯罪被害者の諸権利についての規定を置かなかつたとしても，そのこと自体について責任を問われることはない。本項に掲げた犯罪被害者の諸権利について規定を置かな

18 <http://www.nvc.org/law/texas.htm>. テキサスは，ワシントン州と並んで，全米で3番目に犯罪被害者の権利のための憲法修正を行った州であり，最近まで全米犯罪被害者センターの本部が置かれていた。

いことをもって、刑事事件の被告人が、有罪判決に対する非常救済不服申立手続（人身保護令状[habeas corpus]）を求める根拠とすることはできない。被害者又は被害者の保護者若しくは法律上の代理人は、本項に掲げた犯罪被害者の諸権利を執行する適格を有する。ただし、刑事手続における当事者適格又は起訴に対するすべての処分について異議申立適格を有しない。

(ウ) ウィスコンシン州憲法¹⁹

1993年に議会に提案されて可決され、同年、住民投票において84%の支持を得て可決成立。

第1条第9項 m

犯罪被害者

ウィスコンシン州は、犯罪被害者を、法律の定める定義に従い、公正に、かつ尊厳をもって扱い、及びそのプライバシーを尊重しなければならない。ウィスコンシン州は、犯罪被害者が、法律に規定する下記のすべての特権及び保護を有することを保障しなければならない。

- －事件に対する迅速な処分
- －裁判手続に参加する機会。ただし、刑事裁判所が、（犯罪被害者の）隔離が、被告人に対する公正な裁判のため必要と判断した場合を除く。
- －刑事手続全体を通じて、被告人の行動から合理的な保護を受けること。
- －裁判手続に関する告知
- －検察側と協議する権利
- －処分の際、裁判所から意見聴取の機会を与えられること。
- －被害弁償
- －犯罪被害者補償
- －当該事件の結果及び被告人の釈放に関する情報

立法機関は、本項に対する違反に対して、法的救済手段を用意することを要する。本項に規定がなくとも、本項に従って設けられるすべての法律が、法律に規定されるであろう被告人の権利を制限することを妨げるものではない（本項に規定のない被害者関係の事項について、法律で被害者を保護するために、被告人の権利を制限するための規定を設けることを妨げない。）。

2 被害者関係の主要な連邦法典の概要²⁰

(1) 被害者及び証人保護法 (Victim and Witness Protection Act)

1982年10月に制定されたもので、連邦犯罪の被害者の諸権利について規定している。被害者・証人の威迫を重罪とし、判決前調査に「被害者の受けた影響に関する陳述 (Victim Impact Statement [VIS])」を含めることを可能とし、被害者への被害弁償を被告人に命じることのできる明確な権限を裁判所に付与するとともに、命令を出さない場合にはその理由を明らかにすることを裁判官に義務づけた。

この法律の実施細則として、被害者及び証人支援のための司法長官指針 (Attorney General Guidelines for Victim and Witness Assistance) がある。1983年7月に最初のもので策定され、以後改訂を重ねている。これは、被害者及び証人保護法の趣旨を実現するために、連邦の法執行官（警察、検察、矯正）が被害者及び証人に対して負うべき責務について、あるべき方向を各手続段階に沿って詳細に記した文書である。1995年版の指針から幾つか紹介すると、①被害者に対する刑事手続段階に沿った各種

19 <http://www.nvc.org/law/wisconsin.htm>. ウィスコンシンは、全米で初めて1980年に被害者の権利章典を採択した州である。

20 op. cit., *Historical Overview*

の通知を中心として、②通知以外の一般的な法執行官の責務 [例：裁判手続において、被害者の待合室を被告人等と分離すること。]、③特定の種類のケースにおける法執行官の責務 [例：性犯罪に係る事件の裁判手続において、被告人に対して HIV 感染を調べるテストができることを被害者に告知すべきこと。]などについて規定している。

(2) 犯罪被害者法 (Victim of Crime Act[VOCA])

1984年に制定されたもので、包括的犯罪統制法の第14章に規定されているが、これにより、犯罪被害者に関する大統領特別委員会の最終報告書における勧告を実施するため、各種の被害者救済サービス等に関する財政的基盤整備・強化が図られ、犯罪被害者に対する各種支援のための財政的措置を行うための「犯罪被害者基金 (Crime Victims Fund)」が創設された。

(3) 学生の知る権利及び校内安全法 (The Student Right-to-Know and Campus Security Act)

1990年に制定されたもので、同法により、高等教育機関は、校内で起きた殺人、強姦、強盗などの犯罪についての情報公開を要することとされた。

(4) 児童虐待被害者法 (The Victims of Child Abuse Act)

1990年に制定されたもので、同法は、連邦刑事司法制度が児童の被害者及び証人に対してよりやさしい (less traumatic) 制度となるよう、所要の修正を行った。

(5) 被害者の権利及び被害弁償法 (The Victims' Rights and Restitution Act)

1990年制定の犯罪統制法 (Crime Control Act) の一部である。これは、司法省その他の連邦機関で、犯罪捜査、訴追に従事している職員の責務を明確化することにより、連邦犯罪に関する被害者権利の新しい枠組み (被害者の権利章典) を組み込むとともに、犯罪被害者が利用できるサービスについて成文化化したものである。被害者及び証人保護法では、被害者の権利及び被害者に対するサービスは、「可能な場合 (where possible)」と規定されていたにとどまっていた。これに対し、犯罪統制法では、被害者と証人のニーズ及び利益は、連邦刑事司法制度の下でいまだ十分な考慮がなされていないとの認識の下、被害者の権利及び被害者に対するサービスは、「与えられるべきものである (shall be provided)」と規定され、連邦犯罪被害者の権利の章典としての性格を有することとなった²¹。

(6) 児童の性的虐待登録法 (The Child Sexual Abuse Registry Act)

1993年に制定されたもので、児童に対する性犯罪者の情報を全国的に集積するための制度を創設した。

(7) 暴力犯罪統制及び法執行法 (The Violent Crime Control and Law Enforcement Act)

1994年に制定されたもので、同法は、連邦犯罪被害者に関し、連邦政府と州及び地方との連携を形成することの奨励並びに下記の被害者の権利等に関する規定の整備を含んでいる²²。

1. 女性に対する暴力と闘うためのプログラムに10億ドルを超える資金供与を認めた「女性に対する暴力法 (Violence Against Women Act)」の制定
2. 犯罪被害者法の資金供与に関する規定の拡充
3. 全米児童に対する性犯罪者情報登録制度の創設
4. 児童を乗せた飲酒運転者に対する罰則強化
5. 性的脅迫の被害者に対する性病についてのカウンセリング及び検査に関する告知及び費用支払
6. 被告人釈放に先立つ聴聞における、家庭内暴力被害者からの意見聴取。
7. 暴力犯罪及び性的虐待の被害者のための量刑手続における最終陳述の聴取。

21 op. cit., *Attorney General Guidelines*, 1-2

22 op. cit., *Attorney General Guidelines*, 2

8. 家庭内暴力、性的脅迫、性的搾取又はその他の児童虐待及び通信販売詐欺の被害者に対する必要
的被害弁償。

(8) 地域社会通報法 (The Community Notification Act, 通称 Megan's Law)

1996年に制定されたもので、全米児童に対する性犯罪者情報登録制度を修正し、性犯罪者の所在を地域社会に通報する規定を創設した。

(9) 反テロリズム及び効果的死刑法 (The Antiterrorism and Effective Death Penalty Act)

1996年に制定されたもので、反テロリズム関係の対策強化に100万ドルの資金供与を認めるほか、暴力犯罪事件に必要な被害弁償制度を導入し、被害補償及び国内外及び軍隊にいる被害者に対するテロリズム被害者のための支援サービスを強化した。

反テロリズム及び効果的死刑法の第2編に規定されている「必要的被害弁償命令法」により、連邦裁判所は、一定の薬物事件に関する連邦法上の犯罪者に対し、「地域社会への被害弁償 (community restitution)」として、直接、州の被害者支援プログラムへの「公衆に対する侵害 (public harm)」を根拠とした被害弁償を行うことを命ずることができるようになった。

犯罪被害者対策室は、この新法によって認められた権限を活用して、オクラホマ市の爆破事件の被害者及び生存者に対する資金的援助を行った。

(10) 被害者の権利明確化法 (The Victims Rights Clarification Act)

1997年に制定されたもので、被害者が公判に出席し、かつ被害の影響に関する証人として死刑及びそれ以外の事件の量刑段階に出廷することを、既存の連邦法が認めていることを明確化するための法律である。この法律は、記録的なスピードで連邦議会を通過した後、司法省の支援の下で、オクラホマ市の爆破事件の被害者及び生存者が、公判傍聴等ができるよう、直ちにクリントン大統領が署名した。

第3 刑事司法における被害者の法的地位及び被害者施策

1 被害者の連邦法上の定義²³

犯罪被害者の法的地位等について述べる前提として、被害者の定義について、連邦法を中心に整理する。

(1) 犯罪被害者法 (Victim of Crime Act[VOCA] 42 U.S.C. 10607(e)(2))

被害者とは、犯罪遂行によって直接的な身体的、精神的又は金銭的被害を受けた者で、下記の者を含む。

A 被害者が制度化された団体（法人）である場合は、その団体の権限ある代表者。

B 被害者が18歳未満、行為無能力者、責任無能力者及び死者である場合は、次に掲げる者（(i)～(vii)は優先順を示す。）。

(i) 配偶者、(ii) 法律上の後見人、(iii) 両親、(iv) 子、(v) 兄弟姉妹、(vi) その他の家族構成員、(vii) 裁判所が指名したその他の者

(2) 必要的被害弁償命令法 (The Mandatory Victims Restitution Act 18 U.S.C. 3663A(a)(2). 前記第2の2(9)参照。)

被害者とは、被害弁償を命じられるべき犯罪遂行の結果として直接的又はその直後に被害を受けた者、すなわち予備・陰謀、共同謀議、その他構成要件に該当する行為を被告人が遂行する過程において直接的な被害を受けたすべての者を含む。

被害者が18歳未満、行為無能力者、責任無能力者及び死者である場合は、被害者の法律上の後見人、被害者の財産権の代表者、その他の家族構成員、裁判所が適当と認めて指名したその他の者。ただし、被告人をこのような代表者又は後見人に指名することはできない。

(3) 連邦刑事訴訟規則 (Federal Rule of Criminal Procedure 32(f)(1))

被害者とは、その人に対し、刑を宣告されるべき犯罪行為が行われた者をいう。ただし、本条(c)(3)(E) (暴力犯罪又は性的虐待の被害者が、量刑に関して意見の陳述をすることを認める規定)に規定する量刑手続における量刑に関連する陳述等（後記3(1)）については、被害者が同席しているが否かにかかわらず、次の者が量刑手続を行う公判廷に在廷している場合は、それらの者が行うことができる。

(A) 被害者が18歳未満又は行為無能力者である場合は、両親又は法律上の後見人

(B) 被害者が死者又は責任無能力者である場合は、裁判所が指名した1人又は複数の家族構成員

2 被害者に対する情報提供

犯罪被害者に対する情報提供は、被害者の権利の中で、最も基本的なものの一つと位置づけられている²⁴。被害者の権利を実現する上で最も基本的な要請は、刑事司法制度全般を通じて、被害者が、公正に、尊厳をもって、かつ敬意を払って扱われることを保障することであるが、このような取扱いの最も典型的な例が、刑事司法手続における重要な出来事について、告知を受けることを保障することであるからである。このように、刑事司法手続を通じて、被害者に対する情報提供を続けることは、被害者を単なる「証拠の一部 (pieces of evidence)」から、当該刑事事件手続の進ちょく状況及び犯罪者の現況について実質的な利害関係を有する個人として認知することを意味している。

23 op. cit., *Victim and Witness Rights*, 1-2

24 op. cit., *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, 23-24

連邦では、各法執行機関は、被害者・証人援助を担当する職員を指名しなければならず (42USC § 10607(a)), この担当職員は、被害申告の受理後速やかに、緊急の医療・社会サービス (同条(c)(1)(C)), カウンセリング等の支援プログラムや被害の弁償 (同条(c)(1)(B)) 又は補償等を受ける権利のあること (同条(b)(2)) 並びに上記サービス・プログラムの所在地・連絡先及び弁償又は補償の申請方法 (同条(c)(1)(B)) を被害者に通知しなければならないとされ、また、加害者に係る刑事司法手続に関しても、捜査の進行状況 (同条(c)(3)(A)), 逮捕 (同条(c)(3)(B)), 起訴 (同条(c)(1)(C)), 裁判日程 (同条(c)(3)(D)), 身柄の状況 (同条(c)(3)(E)), 事実認定の結果 (同条(c)(3)(F)), 判決の量刑及び仮釈放可能時期 (同条(c)(3)(G)), 判決後の仮釈放の聴聞日程 (同条(c)(5)(A)), 逃走・一時帰休・釈放・死亡等 (同条(c)(5)(B), (C)) を通知しなければならないとされている。

各州においても、これらと同様の情報について、被害者に通知を受ける権利を認め、通知機関を規定する州が多い²⁵。

カリフォルニア州では、州内のすべてのカウンティに被害者証人地方援助センター (the Local Assistance Centers for Victims and Witnesses) が設置され、そのうちの約38のカウンティにおいては、地方検事局内でこのセンターが運用されている。情報提供関係では、次のようなサービスを行っている (かっこ内は、ロスアンゼルスセンターでの96-97会計年度における利用回数実績である。)

- ①刑事司法制度についてのオリエンテーション (45,399回)
- ②ケース処分等の通知 (27,129回)
- ③家族・友人への通知 (1,219回)²⁶

ニューヨーク州の行政府法23条 (New York State Consolidated Laws, Executive, Article 23) では、犯罪被害者の公正な取扱いの規範を定めており、情報提供関係では、地方警察局、地方検事、裁判所等は次のようなサービスを提供することとされている。

- ①地方警察局・地方検事は、地域内でサービスを提供するプログラムの所在地を教示すること。
- ②地方警察局・地方検事は、刑事司法過程における被害者・証人の役割、公判各段階の重要性、その情報を得る方法を説明すること。
- ③地方検事に現住所と電話番号を知らせておけば、被告人の逮捕、司法官への第一回出頭日、釈放、訴追進行状況を通知してもらえること。
- ④判決裁判所の事務官に被害者通知書を提出すれば、受刑者の逃亡、釈放、一時的釈放、仮釈放を通知してもらえること (地方検事に尋ねること)²⁷。

3 被害者の刑事司法への関与

(1) 被害影響陳述

犯罪被害者を尊重する上で最も効果的な方法の一つは、犯罪被害者の利害に影響を与える重要な刑事司法手続の過程において、被害者の意見が聴取される権利を認めることであり、このような関与は、犯罪被害者が刑事司法手続において積極的な役割を果たすために第一義的に重要な手段であるとされている。犯罪被害者が、量刑手続において発言すること、又は被害者若しくは被害者の家族が犯罪によって受けた影響についての情報提出を認められることは、当該犯罪に係る個別的な事情及び被害の状況が、刑事司法制度によって認知されることを意味し²⁸、このような観点から、被害者が刑事司法手続に出席

25 op. cit., *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, 23-24

26 佐々木, 前掲, 183-191

27 佐々木, 前掲, 192-193

し、意見を陳述することは、被害者の尊重のために重要な手段であると考えられている。

アメリカの刑事司法制度では、量刑手続が事実審理手続と分離されているが、量刑手続において、被害者が、犯罪被害によって被った影響に関する陳述(victim impact statement, 以下、本章において「被害影響陳述」という。)を行う権利を認めている州もあり、被害者の被った影響に関する証拠(victim impact evidence)を量刑前報告書(presentence report)に登載することとされている州も含めると、すべての州において、量刑に際し、被害者の被った影響について考慮する手続がとられている²⁹。

連邦法では、量刑前報告書に、被害者への経済的、社会的、心理学的及び医学的影響に関する評価を記載することとされているほか(FRCP32(b)(4)(D)), 暴力犯罪又は性的虐待³⁰に係る事件の量刑手続において、量刑に関連する陳述・情報の提示をすること(FRCP32(c)(3)(E)), 死刑求刑事件の被害者に対し、量刑手続において、死刑を科すべき加重事由に関連する被害の影響等に関する陳述を行う機会が(18 USC §3593(a)), それぞれ認められている。

被害影響陳述に関しては、かつて判例上争いがあった。当初、連邦最高裁判所は、ブース判決(Booth v. Maryland, 482 U.S.496 (1987))及びギャザーズ判決(South Carolina v. Demetrius Gathers, 490 U.S.805 (1989))において、いずれも被害影響陳述を憲法修正第8条(残虐で異常な刑罰禁止)に違反するとした。その理由は、被害影響陳述は陪審の関心を、①被告人の経歴、前科及び犯罪の具体的状況に照らして死刑が適当か否かを決定する任務からそらせてしまうおそれがあり、②陪審の感情を過度に刺激し、犯人と被告人について関連のある証拠に基づいて事件を決定するという任務から陪審の関心をそらせてしまうおそれがあるということにあった。しかし、1991年のペイン判決(Payne v. Tennessee, 501 U.S.808 (1991))は、これら2つの判決を覆して被害影響陳述は合憲であると判示した。同判決は、その理由として、犯罪によってじゃっ起された被害は、被告人の刑事責任及び適切な量刑を決定する上で、重要な関連性のあるしんしゃくすべき要因であるとした。これは、アメリカにおける量刑手続と事実審理手続との分離の前提の下では、量刑手続において量刑判断をする際に、できるだけ多くの資料を基にして、被告人に最も適した量刑をすべきであるとの考え方に沿ったものと評価されている³¹。

(2) 答弁取引・保釈・仮釈放手続等への関与等

ア 概説

多くの事件が検察官側と被告人側の答弁取引(plea bargaining)によって実質的に終結することから、この過程において、被害者の意見を求めたり、検察官が被害者と協議し、説明するなど何らかの被害者の関与の権利を認めている州も多い³²。もっとも、この権利は、被害者に答弁取引に関する決定権(veto)を与えるものではない³³。なお、前記2のニューヨーク州の犯罪被害者の公正な取扱いの規範では、地方検事は、重罪の被害者に対し、刑事事件の処分を行う際、答弁取引に関する意見も含めて、意見を聴取することとされている³⁴。また、連邦では、検察官は、答弁取引に関する被害者の意見を考慮するよう努力を払うこととされている(42USC §10606(b)(5))。

このほか、保釈手続、仮釈放の聴聞手続、恩赦の聴聞手続等において、被害者に意見陳述の権利を認めている州も多い³⁵。特に、仮釈放に関しては、43の州が、仮釈放の聴聞において考慮の対象とするため

28 op. cit., *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, 231-

29 op. cit., *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, 231-232

30 性的虐待に関する実体規定は、Chapter 109A-Sexual Abuse (18USC § 2241-2248) 参照。

31 op. cit., *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, 231 note 65

32 op. cit., *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, 127-

33 op. cit., *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, 133

34 佐々木、前掲、193

35 op. cit., *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, 232-

に、仮釈放委員会に対し、被害者が書面又は口頭による意見提出をすることを認めている³⁶。また、連邦では、家庭内暴力に係る事件において、公判前の保釈の決定に関し、被害者が加害者の危険性について陳述することを認めている（18USC §2263）。

イ 少年の仮釈放に関する被害者への聴聞制度（カリフォルニア州）

仮釈放の聴聞における被害者陳述の具体例として、カリフォルニア州で行われている少年院収容中の者を対象とした手続について紹介する³⁷。

(ア) 犯罪被害者関係情報の登録制度

カリフォルニア州では、州立少年院及び仮釈放後の指導監督を所管している青少年局 (Department of the Youth Authority) に、被害者へのサービスを一括して扱う、犯罪予防及び被害者サービス対策室 (Office of Prevention and Victim Services) が置かれている。この対策室では、被害者に関するデータベースを作成しており、1999年8月現在で登録されている被害者は約1万6,000人である。

少年が青少年局所管の施設に送致された段階で、少年裁判所からプロベーション・オフィサーによる審判前報告 (presentence report) の写しが青少年局に送付される。この審判前報告又はそれとともに送付される秘匿情報により、被害者関係の情報が得られれば、この段階で、被害者はデータベースに登録される。データベースに登録されると、青少年局から被害者あてに、加害少年が青少年局所管の施設に収容されたことを通知し、また、今後被害者が、仮退院の日程や仮退院検討のための聴聞の日程の通知を希望するかどうかを尋ねる最初の手紙が送付される。

(イ) 青少年犯罪者仮釈放委員会 (Youthful Offender Parole Board) による被害者への聴聞

a 概要

カリフォルニア州では、少年院在院者の収容期間・仮退院時期は、青少年犯罪者仮釈放委員会が審理・決定する。同委員会が行う聴聞には、①仮退院の審理・決定を目的とした仮釈放の聴聞 (parole consideration hearing)、②毎年行う処遇期間の見直しや処遇プログラムの見直しを目的とした、定例聴聞 (annual review hearing) がある。聴聞に際しては、少年院で被収容少年の指導教育を行っている処遇チーム (treatment team) の意見が、委員会の決定内容に大きく影響する。処遇チームは、仮釈放委員会職員 (parole agent)、カウンセラー及び処遇管理担当官 (treatment supervisor) で構成される。少年院内にいる仮釈放委員会職員は、被収容少年が同委員会での聴聞の中で少年に科したプログラムを順調にこなしているか監視・調整する。また、仮釈放委員会職員は、法律に規定された聴聞日程の地元警察署への通知も担当する。通知を受けた地元警察署は、聴聞への出席資格はないものの、仮釈放に関する意見書を委員に提出することができる。

b 被害者の聴聞出席手続

① 事前準備

被害者は、希望すれば全聴聞日程に関する通知を受け、すべての聴聞に出席することができる。聴聞出席を決めた被害者は、犯罪予防及び被害者サービス対策室又は加害少年の収容施設に電話連絡をとる。連絡を受けた施設は、必ず同対策室に被害者の意向を伝え、その段階から、同対策室では、下記のような、被害者が聴聞に出席するための様々な援助をする。

- ・収容施設との間での、細部のスケジュール調整。収容施設に入る際のセキュリティチェック等の手続に関する被害者への説明。

36 op. cit., *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, 232

37 本節(ア)、(イ)の内容は、1999年8月9日に、カリフォルニア州青少年局犯罪予防及び被害者サービス対策室において、同室の専門官 Cynthia Flores から、法務省関東地方更生保護委員会保護観察官柿原幹子が聴取等した内容による。

- ・被害者が聴聞当日にショックを受けないため、あらかじめ知っておいたほうがよい加害少年に関する情報の、収容施設側からの収集。具体的には、少年の施設内での生活状況、成績、規律違反の状況、今回の聴聞の結果、仮釈放が認められる可能性の程度、予想される処遇チームの意見等である。これらの情報は、通常電話で、同対策室から被害者に伝えられる。
- ・被害者が希望した場合の、同対策室職員による聴聞当日の付添い。

② 聴聞当日

聴聞当日、被害者は、委員に対し意見を述べるに際して、加害少年の面前でそれを行うかどうかを選択できる。被害者は、意見のみを述べて、加害少年が聴聞室に入る前に退席することもできる。加害少年のいないところで被害者が意見を述べた場合、委員は加害少年に対し、被害者が述べた要旨を伝える。委員の判断によるが、聴聞の最後に、委員が加害少年に対し、被害者に対して何か述べたいことがあるかどうか尋ね、少年が被害者に謝罪することもある。

c 事例紹介

カリフォルニア州ストックトン所在の少年院において実施された、青少年犯罪者仮釈放委員会の定例聴聞に、殺人事件の被害者の母親が出席した事例³⁸

(a) 加害少年に関するデータ

年齢	1975.10.7生（本件殺人時17才，聴聞当日23才）
判決日	1993.4.8
決定裁判所	州上級裁判所
決定内容	青少年局所管の少年院送致，弁償罰金（Restitution Fine）支払命令（犯罪被害者に対し，3,500ドルを支払うこと。）
少年院入院日	1993.4.14
期間満了日	2000.10.6（25才の誕生日前日）
本件罪名	第2級殺人，住居侵入（trespassing），不法目的侵入（burglary），公共の場での泥酔（public intoxication）2件
前歴	不法目的侵入，マリファナ，アルコールによる公共の場での泥酔等により送致歴8回。本件殺人時，保護観察中。
本件の概要	1993.1.21 2級殺人 加害少年（当時17才）と共犯少年（16才）及び被害者（23才）は，本件当日パーティーに参加し，3人ともひどく酔った。パーティー後3人で土手を散歩していたが，途中口論になった。前年，拳銃で撃たれまだギプスをはめたままの状態だったこともあり，加害少年は被害者の態度から身の危険を感じ，護身用に持っていたナイフを取り出して，共犯少年ともども被害者の胴，胸，腕などを8回以上刺して死に至らしめ，被害者をそのまま放置して立ち去った。

本件時の加害少年の生活状況

両親と同居。高校生であったが，無断欠席や勉学態度不良などから，自宅学習処分となっていた。当時の加害少年は，目標を見出せず，パーティーに参加し飲酒を繰り返す，せつな的な毎日を送っていた（裁判時プロベーション・オフィサーレポート）。

38 前掲，保護観察官柿原幹子が，1999年8月20日，現地にて傍聴した内容をまとめたもの。

(b) 青少年犯罪者仮釈放委員会による聴聞の経過

1993.8.16 初回聴聞実施。仮釈放審理月を、2000年4月と決定。

1994.8 以降毎年、定例聴聞実施

1999.4.20 施設外作業許可審査聴聞 (Work Furlough Review hearing, 昼間施設外に出て働くプログラムを実施することが適当かどうか判断するための聴聞)

(c) 定例聴聞当日 (1999年8月20日) の状況

当日出席したのは、被害者の母親であった。母親は、既に1998年8月に実施された定例聴聞及び1999年4月20日に実施された施設外作業許可審査聴聞に出席したことがあり、この日で3回目の聴聞出席となる。

施設の玄関で、母親は、先に到着した犯罪予防及び被害者サービス対策室の職員と会い、一緒に聴聞待合室へ行く。職員とは既に面識があるため、母親は、打ち解けた様子で現在の心情や家族の状況などを職員に話す。職員が、母親に、今日は委員の前だけで意見、心情等を述べたいかどうか、意向を尋ねる。母親は、まだ加害少年の前で意見や気持ちを話す自信はないとの意向を職員に話した。しかし、その後職員が仮釈放委員会委員と話したところ、委員は、加害少年の前で直接話すことが大切だと思うと述べる。職員が委員の意向を母親に伝えると、母親は内心ためらったようだったが、結局加害少年の前で陳述することを了承した。聴聞出席者は、2人の委員、加害少年、施設の教育プログラム担当者、犯罪予防及び被害者サービス対策室の職員並びに母親である。

・母親の発言等

冒頭、母親に陳述の機会が与えられる。委員は加害少年に対し、母親の方に体を向けて聞くようにと指示する。

母親は、持参した被害者の写真を見せながら、「これが前回の聴聞では、少年が名前さえ思い出せなかった被害者だ。」と述べ、「被害者の死によって、自分自身や身内の者がどれだけつらい経験をしてきたか。」切々と訴える。特に、事件が、家族全体に深刻な影響を与えたことを強調する。「自分が毎年ここに来る理由は、加害少年に、自分が何をしたか分かってほしいからだだが、これまでの聴聞では、加害少年に全く反省の色が見られなかった。」と述べる。加害少年が将来帰住する町でギャングが犯罪を繰り返している状況を新聞記事を示しながら加害少年に伝え、「真剣に将来を考え、人生を変えてほしい。」と加害少年に訴える。母親は、感情を抑えながらも終始強い口調であった。

その後加害少年に、委員から、被害者の母親に対し気持ちを述べる機会が与えられた。

・少年の発言

「前回の聴聞以降、被害者教育プログラム (Victim Impact Class) に出席し、被害者が登場するビデオを見たり、被害者に関して他の少年と討議をしたりすることにより、被害者の内面について深く考えた。それまでは、被害者がどのように感じたのか、想像するだけだったが、プログラムを通してよく理解できた。当時の自分は、周囲の誰のことも考えていなかったし、自分のことなど全く考えていなかった。本件時の怒りは、自分自身に対する怒りだった。本当に申し訳ない。少年院に入って以来、いろいろなプログラムに参加し、よく考えてきたし、もう以前の自分に戻ることはない。また自分が戻る地域のギャングの状況についても家族から聞いて知っているが、絶対にかかわらない。」

その後、委員から加害少年に対し、入院以来どんな面が変わったと思うか、各教育プログラムがどのように役立ったと思うか等の質問があった。加害少年は、「自分を大切にできるようになった。」等、無難な返答をする。続いて収容施設の教官から、加害少年が現在までプログラムをよい成績でこなしているため、仮釈放審議月を60日早めることが相当だと意見が出された。その結果、委員は、仮釈放審議月を

30日早め、仮釈放検討聴聞は、2000年3月に実施されることになった。

・被害者の母親の感想

聴聞終了後、母親は犯罪予防及び被害者サービス対策室の職員に対し、心情を次のように話した。「今回の聴聞でショックを受けた。加害少年は、反省の言葉は述べているが、準備したもので、いかにも表面的で、心からの反省とは全く思えない。反省が表面的であることが明らかなのに、仮釈放審理月を30日早める決定をした委員の判断は信じられない。施設内でまじめにやるのは簡単だと思う。」

職員は母親の心情を共感しながら聞き、全面的に支持し、「自分としても、今回の聴聞の結果は本意に思うので、納得できなければ、仮退院委員会の幹部あてに手紙を書くように。」と助言する。母親は、「ぜひそうしたい。」と話す。職員が、「次の聴聞では仮退院が許可されるかもしれないので、心の準備をしておいた方がよい。」と母親に助言すると、母親は、「次回は、ぜひ夫と共に出席したい。」と話した。

・被害者サービス対策室の職員の感想

母親と別れた後、職員は次のように述べた。

「聴聞への被害者の出席は、いわゆる仲裁・和解プログラム (mediation program) とは全く違うもので、たとえ被害者及び加害者が聴聞場面で同席したとしても、お互いに向かって直接話すのではなく、それぞれが委員に向かって話すことになっている。被害者と加害者が直接対話するためには、より周到的な準備が必要であり、そうでなければ、被害者が傷つく結果になる。その意味で、今回の委員の指示は不適切であった。全体の流れを見ても、経験不足の委員だったこともあり、委員が被害者の気持ちを十分に尊重したとは言えない状況であった。少年の反省は、母親が述べるとおり、いかにも表面的だったが、今回初めて加害少年の前で母親が気持ちを述べたので、このことをきっかけに少年が少しでも変わってくれることに期待したい。」

(3) 公判手続への在廷

被害者が公判手続に在廷する権利を認めている州も多いが、被告人の権利と抵触しない限りにおいてという限定を付す州も多い³⁹。連邦では、被害者は、事実審理手続において他の証言を聴くことによって、被害者の証言が影響されるおそれがある場合を除いて、すべての公判手続に在廷する権利を有し(42 USC §10606(b)(4))、量刑手続において意見陳述する可能性があることを理由として、事実審理手続から排除されてはならないとされている(18USC §3510)。

4 刑事司法における被害者に対する保護

(1) 被害者・証人の加害者による威迫等からの保護

被害者や証人を加害者による威迫から保護することは、刑事司法への協力を得るために重要であることから、半数以上の州で、被害者に加害者からの保護を受ける権利を規定しており、また、被害者に対し、加害者からの保護の方法その他の情報を通知しなければならないとする州も多い⁴⁰。このほか、被害者に対する危険を理由に公判前の保釈を却下することを認めるなど、保釈要件を厳しくする法改正を行ったり、裁判所における、加害者側との待合室の分離を規定する州も多い⁴¹。このような法律上の手段以外に、法執行機関や検察官は、一般的な証人保護プログラムを運用しており、被害者の転居等を含め、加害者による威迫・報復の危険を減少させるための援助を行っている。

連邦法では、担当職員は、被害者を加害者側から保護するために必要な措置を講じなければならない

39 op. cit., *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, 285-

40 op. cit., *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, 99-

41 op. cit., *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, 99-100

とされており(42USC §10607(c)(2)), また, 被害者, 証人及び情報提供者に対する証言等の妨害や報復を目的とする殺人, 傷害, 脅迫行為等の加重処罰規定を設けている(18USC §1512, 1513)。なお, 組織犯罪又はその他の重大な犯罪に係る手続において, 連邦又は州政府のために証人又は証人となる可能性のある者に対し, 転居及びその他の保護を与える, 証人保護プログラムが, 連邦執行官(United States Marshals)によって実施されている(18USC §3521)。

(2) 被害者・証人の保護のための証言方法

児童である被害者に関しては, 種々の保護規定を設ける州も多く, 連邦法でも, 18歳未満の身体的・性的虐待等の被害者及び証人(以下, 本節において「児童被害者」という。)に関する種々の保護規定が設けられており, 氏名その他の情報等を手続上秘匿すること, 児童被害者が恐怖のために証言できないなどの要件の下での, 閉回路テレビ(closed circuit television)による証人尋問規定(18USC §3509(b)(1))やビデオテープによる証言の録画(18USC §3509(b)(2)), 被害者の代理人制度(18USC §3509 c(5)(h)), 証言の際に成人の付添いを受けることなどが認められている(18USC §3509c(5)(i))。

証人が被告人と対面しないで証言を行う方法の合憲性については, 判例上争いがあり, 連邦最高裁判所は, 1988年のコイ判決(Coy v. Iowa, 487 U.S.1012)において, 強制わいせつの被害者の少女(13歳)と被告人との間に衝立(スクリーン)を置いて証言したことは, 憲法修正第6条の「証人对質権(face-to-face confrontation)」に違反するとした。これに対して, 1990年のクレイグ判決(Maryland v. Craig, 497 U.S.836)は, 上記のような閉回路テレビを用いた, 別室における被虐待児童(6歳)の証言に関しては, 被告人, 裁判官及び陪審がモニターを通してこの証人尋問の様子を見ることができ, 被告人が電話連絡により弁護人を通して異議申立ができる場合は, 修正第6条に違反しないとされた。

5 刑事司法における被害回復

(1) 弁償命令(restitution order)

アメリカでは, 刑事裁判において, 刑の宣告猶予やプロベーションの条件等として, 被告人に被害回復, 賠償等を含む被害弁償命令(restitution order, 以下「弁償命令」という。)を科することが, 比較的古くから行われてきたが⁴², 1982年の委員会報告書は, 被害者が経済的損失を被った事案においては, 連邦及び州の裁判所等は, この弁償命令を原則として言い渡さなければならない, 言い渡さない場合にはその理由を記録に明確にすることとするよう勧告した⁴³。その後, 弁償命令が, 被害者の刑事司法に対する満足度に重大な影響を及ぼす要因の一つであり⁴⁴, また, 犯罪者に対する更生の効果をも持つという認識が広まり⁴⁵, 現在では連邦及びすべての州において, 弁償命令に関する規定が設けられ⁴⁶, さらに, 弁償すべき損害・被害者の範囲の拡大及びその命令・執行方法に関する改善が行われている⁴⁷。

現在, 各州における弁償命令には, 弁償を求め得る者の範囲について, 犯罪による直接的な身体的被害・経済的損失を被った被害者本人に限らず, その家族, 被害者への援助を行った支援団体等を含むものもある。また, 弁償すべき損害についても, 精神的治療や社会復帰のための治療の費用, 逸失利益,

42 *New Directions from the Field: Victims' Rights and Services for the 21st Century*, OVC, Department of Justice, 1997, 355

43 *op. cit.*, *President's Task Force on Victims of Crime FINAL REPORT*, 政府の行動を求める勧告10.c, 刑事司法機関に対する勧告(3)裁判所関係7

44 *op. cit.*, *New Directions from the Field*, 357

45 *op. cit.*, *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, 299-300

46 *op. cit.*, *New Directions from the Field*, 356

47 *op. cit.*, *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, 299

引っ越し等の費用や犯罪被害に伴う旅費、葬儀代等まで拡大されてきているが⁴⁸、弁償命令が必要的かどうかについては、州によって規定が分かっている⁴⁹。また、弁償額の算定に資するため、損害額又は被告人の支払能力に関する情報を量刑前報告書に含めることとする州も多い⁵⁰。弁償命令の執行に資するため、41州で弁償命令に基づく民事執行を認めている⁵¹。また、矯正施設内に弁償金の回収機関を設けて刑務作業賃金からの支払を弁償に充てるとするカリフォルニア州⁵²、被害者援助団体を含む私的団体に回収を請け負わせるニューヨーク州⁵³などもある。

また、連邦では、裁判所は、すべての事件において弁償命令を科する権限を有し(18USC §3663)、性的虐待 (sexual abuse) や暴力犯罪 (crime of violence) 等の一定の犯罪の場合は、原則として弁償命令が必要的とされている(18USC §228(d), 2248, 2259, 2264, 2327, 3663A)。弁償命令を科するに当たっては、プロベーション・オフィサーが弁償命令に必要な情報を提供する(18USC §3664)。また、弁償命令は、民事執行が可能であり(18USC §3613)、支払のない場合には、プロベーションの取消し等多様な措置が執られる(18USC §3613A)。

(2) 被害者加害者和解プログラム (Victim Offender Reconciliation Program)

ア 意義

このほか、弁償に関しては、州以下のレベルで行われている被害者加害者和解プログラム (Victim Offender Reconciliation Program。以下「VORP」という。)がある。VORPは、“victim offender reconciliation(VOR)”, “victim offender meetings (VOM)”, “victim offender conferences (VOC)”等と呼ばれる場合もある⁵⁴。これは、いわゆる修復的司法 (restorative justice) の考え方に基づくもので⁵⁵、中立の第三者として助言する調停者の参加の下に、被害者と加害者が直接話し合い、相互の感情を吐露しつつ、弁償その他の合意を形成するプログラムとして、主に軽微な財産犯等の事件で導入されている⁵⁶。

VORPは、加害者に責任を自覚させるとともに、被害者に必要な援助と補償を行うことを目的とする。従来、和解 (mediation) は、夫婦、地域社会、企業等における様々な紛争の解決の手段の一つとして用いられてきたが、VORPにおける和解 (reconciliation) は、これら民事紛争の解決手段としての和解とは異なっている。民事紛争における和解が和解契約の締結を目指しているのに対し、VORPにおいては、当事者間の対話自体が目的とされる。実務上、VORPの大半は、賠償に関する合意書に双方が署名して終了するが、賠償自体は二次的な目的であり、被害者と加害者が直接対話することで、被害者側の感情がいやされることや加害者が自らの責任を自覚することが大切であると考えられている。また、刑事手続の一環として見た場合、VORPは、犯罪を犯したことが明らかであり、自身も犯行を認めている加害者と、犯罪により被害を被った被害者間で行われるものであり、有罪か無罪かを争う通常の刑事手続と大きく異なっている。

被害者にとってのVORPの意義をまとめてみると、①加害者に犯罪被害の実態を知らしめること、②

48 op. cit., *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, 299-300

49 op. cit., *New Directions from the Field*, 356-357

50 op. cit., *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, 301

51 op. cit., *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, Table 11-B

52 op. cit., *New Directions from the Field*, 362

53 op. cit., *New Directions from the Field*, 363

54 Umbreit, M. S., Greenwood, J., *Guidelines for Victim Sensitive Victim Offender Mediation "Restorative Justice Through Dialogue"*, 1997

55 op. cit., *Victims of Crime 2nd ed.*, 250

56 染田 恵, 「犯罪者の社会内処遇の多様化に関する比較法制的研究」, 1998, 法務研究報告書86集1号, 法務省法務総合研究所, 189-

加害者に質問できること、③被った被害の賠償計画の策定に直接関与できること、等である。また、加害者にとってのVORPの意義は、①自らの行為の責任を直接とること、②自らの行為の及ぼしたあらゆる影響を知ること、③被害回復のためのプランを作成すること、等である。

イ 発展の経緯

VORPは、1974年カナダのオンタリオ州キッチナー(Kitchener)で初めて行われ、続いて4年後アメリカ合衆国インディアナ州エルカート(Elkart)でも実施されるようになったが、70年代後半においても、全米では10か所程度で実施されていたに過ぎなかった。しかし、司法省犯罪被害者対策室の補助金により、民間団体である修復的司法及び調停センター(the Center for Restorative Justice and Mediation. 1999.10に同センターは、the Center for Restorative Justice and Peacemakingと改称した。)が、1996年から行った全米VORP調査(National Survey of Victim Offender Mediation in The US, 以下「96年調査」という。⁵⁷⁾によると、北米315か所(アメリカ合衆国289か所、カナダ26か所)ヨーロッパ712か所(ドイツ348か所、フィンランド130か所、フランス73か所、ノルウェー44か所、イングランド43か所等)で実施されている。

この間の発展の要因として、1994年に全米法律家協会がVORPの実践を広く推奨したことが挙げられている。

ウ プログラムの内容

(ア) 実施団体と実施担当者

VORPの実施団体については、96年調査によると、表1のとおり、地域の民間機関(Private community-based)が最も多く、次いで教会関係等となっているが、最近、プロベーション機関や矯正施設など

表1 実施機関の種類

地域の民間機関 (private community-based)	49 (42.6)
教会関係 (Church-based)	26 (22.6)
プロベーション・サービス (Probation)	18 (15.7)
矯正施設 (Correctional facility)	9 (7.8)
検事局 (Prosecuting attorney's office)	5 (4.3)
被害者サービス機関 (Victim services)	4 (3.5)
警察 (Police)	2 (1.7)
収容処遇施設 (Residential facility)	2 (1.7)
合計	115 (100.0)

注 1 "National Survey of Victim Offender Mediation Program In The US"による。

2 ()内は、構成比である。

57 同調査は、国際被害者加害者調停協会(the international Victim Offender Mediation Association)や全国地域和解協会(the National Association for Community Mediation)などの組織から、VORPを行っている、あるいは行っていると思われる団体・機関のリストを入手し、同プログラムの実施が確認された289の団体等のうち、電話によるインタビューを承諾した116の団体等に対し、電話による聞き取り調査、質問紙による調査を行ったものである。

の公的機関が実施機関となる例が増えている。民間の実施団体は、地域住民等の寄付のほか、地方、州あるいは連邦の VORP 関連の補助金を財源として運営されている。

実施団体の職員は比較的少なく、常勤職員は平均2.3人である。このほかに平均37人のボランティアを抱えており、このボランティアが調停者 (mediator) として、プログラムの実施に当たる。したがって、VORP を実施するに際しては、いかにして地域から広くボランティアを募り、これに必要な研修を行うか、あるいは調停者として活動するに必要な情報交換や評価の体制をいかに整えるかが重要になってくる。

(イ) 対象者

VORP の対象者の要件は、プログラムの実施団体によって異なり、各プログラムは対象者の年齢、罪種、犯歴等について一定の基準を定めている。

96年調査によれば、犯罪少年とその被害者のみを対象とする VORP は、調査対象の約45%、成人の犯罪者とその被害者のみを対象とするものは約9%で、残りの約46%は両方を対象としている。

また、事件を受理する時期を見ると、ダイバージョンとして公的な有罪確定前の事件を受理するプログラムが約34%と最も多く、次いで、有罪確定後処分決定前の事件、処分決定後の事件を受理するものが、それぞれ約28%となっている。事件の送致機関等としては、表2のとおり、プロベーション・オフィサーが最も多く、次いで、判事、検察官等となっている。

表 2 主な送致機関等

プロベーション・オフィサー (Probation officers)	43 (29.1)
判事 (Judges)	34 (23.0)
検察官 (Prosecutors)	23 (15.5)
少年に対するダイヴァージョン (Juvenile diversion)	19 (12.8)
警察官 (Police officers)	15 (10.1)
弁護士 (Defense attorneys)	10 (6.8)
地域住民 (Community members)	3 (2.0)
被害者支援者 (Victim advocates)	1 (0.7)
総数	148

注 1 “National Survey of Victim Offender Mediation Program In The US”による。

2 () 内は、総数に対する比率である。

3 少年に対するダイヴァージョンは、ダイヴァージョン処分決定機関が資料上不明なので、そのまま掲載した。

対象者の罪名を見ると、器物損壊、単純傷害及び窃盗が多く、次いで住居侵入となっている。なお、暴力犯罪事件に対する VORP の実施の状況は、表3のとおりである。

年間係属件数は、プログラムによってかなり異なるが、少年事件の係属件数は平均136件 (1件~900件)、成人事件は平均74件 (1件~1,672件) である。

表3 暴力犯罪事件に対する VORP の実施

傷害 (Assault with bodily injury)	47 (33.3)
兇器を用いた暴行 (Assault with a deadly weapon)	25 (17.7)
過失致死 (Negligent homicide)	15 (10.6)
家庭内暴力 (Domestic violence)	12 (8.5)
家庭内での性的暴行 (Sexual assault within family)	10 (7.1)
第三者による性的暴行 (Sexual assault by stranger)	8 (5.7)
謀殺 (Murder)	8 (5.7)
謀殺未遂 (Attempted murder)	5 (3.5)
その他 (Other)	11 (7.8)
総数	141

注 1 “National Survey of Victim Offender Mediation Program In The US”による。

2 数字は、暴力犯罪事案に対し VORP を実施したことがあると答えた実施団体の実数である。

3 () 内は、総数に対する比率である。

(ウ) 実施手続

「被害者加害者和解ガイドライン (Guidelines for Victim Sensitive Victim Offender Mediation “Restorative Justice Through Dialogue”）」(以下、「ガイドライン」という。⁵⁸⁾にそって、VORP の実施手続の概要を述べると、次のとおりである。

① 事件の選定

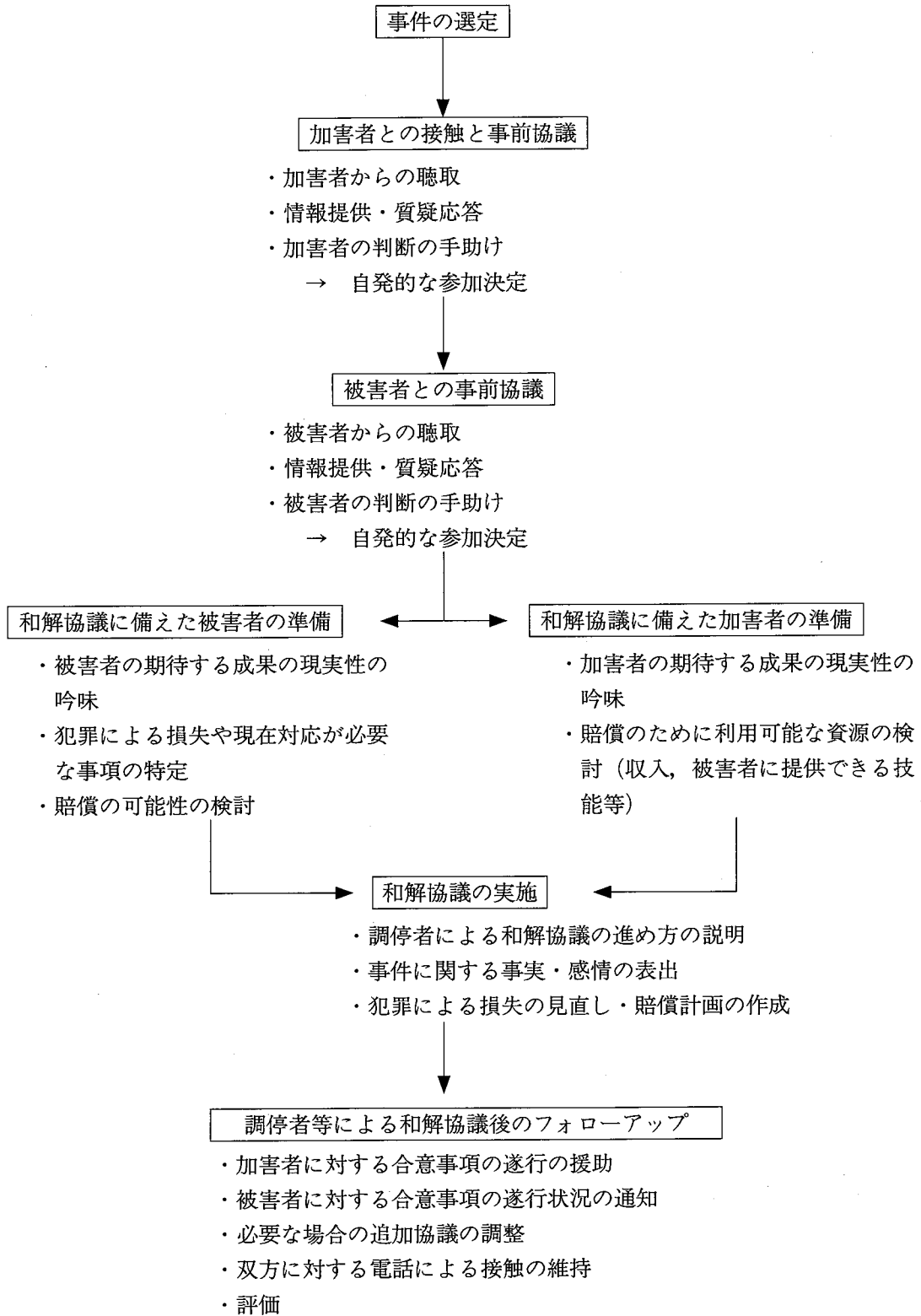
各プログラムは、対象となる事件について、一般的に、加害者の年齢 (少年・成人)、犯歴 (初犯・累犯等)、罪種等の基準を定めている。送致されてきた事件が、この基準に合わない等の理由で、対象として不適当であるとプログラムの担当職員が判断した場合は、事件は送致機関に戻される。

事件受理が決定すると、プログラムの担当職員により、担当する調停者が選定される。

② 加害者との接触と事前協議

担当することになった調停者は、一般的にはまず加害者と接触し、その参加意思を確認した後で被害者と接触する。その理由は、逆の順序で進めた場合、被害者が望んだにもかかわらず、加害者が参加を拒否し、被害者が再び傷つくおそれがあると考えられるためである。

調停者は、事件の体験や事件に関する気持ちをじっくりと聞くことで、情報を収集するとともに、加害者との信頼関係を築く。その後、プログラムの目的、手続、進め方、刑事手続との関係や、加害者の権利、プログラム以外に利用できる社会資源等の情報が提供される。更に、加害者が希望し、被害者が了解している場合には、被害者に関する情報も提供される。また、加害者が、事前にプログラム参加による得失を慎重に検討して、自主的に判断できるよう援助することになっている。



VORPは、加害者・被害者の自発的な参加を待って行われることが原則であるが、実務上、裁判所等によって事件が調停機関に送致される場合が多いことから、加害者がVORP参加への圧力を感じることも少なくないと思われる。調停者は、加害者に参加を拒む権利のあることを伝えるとともに、自発的な参加意思が固まるまで時間をかける。加害者が参加を拒否した場合は、事件は送致機関に戻される。

なお、参加を決めた加害者に対し、調停者は、和解協議に備えて事件に関する気持ちや被害者にいうべきことなどを整理するよう援助するほか、協議の場に友人・知人等の同席が可能であることも伝える。これらの人々は、加害者にとって精神的援助者となるとともに、求められた被害回復に努めるよう指導することも期待されている。これとは別に、少年が加害者の場合、和解協議に保護者の出席を求めるプログラムもある。

③ 被害者との事前協議

一般には、被害者との接触は、加害者が参加意思を表明した後に行われる。そこでは、調停者は加害者との事前協議と同様、被害者の体験や気持ちをじっくりと聞き、その後、被害者の判断を助けるために必要な情報を提供する。被害者が希望し、加害者が了解している場合には、加害者に関する情報も提供される。

④ 和解協議に備えた被害者の準備

参加を決めた被害者に対し、調停者は今後予想される事態に対応する心の準備をさせ、被害者の準備が整ってから、和解協議の日程を決める。

被害者が和解協議に過大な期待を抱くことが多いので、調停者は、今回の和解で予想される成果や一般的な成果を説明するなどして、冷静に対応することを求める。

和解協議の進め方については、被害者の選択が優先する。その理由は、通常の刑事手続において、被害者はわずかに自分の体験したことと要望を述べる機会が与えられているほかは、ほとんど疎外されており、そのことが、事件後の被害者の無力感を募らせ、加害者に対する恐怖感や不安感を高めているとの考え方に基づいている。そのため、和解協議においては、様々な事項について被害者に優先的に選択権を与え、自らの意思に基づく選択によって物事を行ってゆくことができるという感覚を回復させようと図られている。

自発的な参加決定はもちろん、和解協議の日時、場所、配席、最初に話を始める人等について、基本的には被害者が決定するほか、被害者は、法律の定める範囲内であれば、地域での奉仕活動、謝罪文等自分が希望する補償を求めることができる。このうち、協議の場で口火を切る人については、被害者が「自分の経験したことやその影響を加害者に語ることで力づけられる」として、自分が先に話すことを選択する場合もあるし、「被害者側の話の内容に強制されるのではなく、加害者が自発的に謝罪する言葉を聞くことでいやされる」として、加害者に先に話すよう求める場合もある。

⑤ 和解協議の実施

和解協議は、通常、プログラム事務局の部屋や、地域の公共的なセンターの一室等で行われる。配席は被害者の希望により様々なパターンがあるが、テーブルを挟んで加害者、被害者が対面する形で座り、テーブルの端に調停者が座ることが多い。

協議は、調停者が自らの役割と協議内容の順序を説明することから始まる。協議は、第一部として、事件に関する事実や気持ちに焦点が置かれ、被害者は率直な心情を直接加害者に伝えるほか、「なぜ、私をねらったのか」、「どうやって犯行に及んだのか」など、知りたいと思っていたことについて、加害者に答えるよう求める。このような状況は、加害者にとってつらいものであるが、加害者自身も自らの気持ちを語り、直接謝罪することで気持ちの整理ができる。

事件について双方が語り終えたと了解した後、第二部として、被害回復の方策が話し合われる。ここで、最終的な合意に達することができなかった事件については、送致機関に事件が戻され、多くの場合、別の処遇プログラムに送付される。

エ 96年調査結果に見るプログラム実施の実情

(ア) 個別の事前協議の実施

個別に行われる事前協議については、「ガイドライン」においてVORPの準備段階の中核をなすものとされている。96年調査結果を見ても、116団体等のうち、114の団体等で、調停者又は受付担当職員が、被害者、加害者双方に対し電話による事前の働きかけを行っており、88の団体等では、調停者等が双方に個別に会って事前協議を行っている。同調査において、プログラム実施者は、①事前協議なしで和解協議を行った場合は、被害者の感情表出が激しく、調停者がかなり介入的にふるまわなければならなくなってしまう、②仮に和解協議まで進まない場合でも、事前協議自体が貴重な被害者支援サービスである、などとしている。

しかし他方、①軽微な財産犯については、被害者の心理的な外傷体験(PTSD)も余りないと思われるので実施は必要ない、②事前協議において調停者が和解協議の利点を述べて、加害者・被害者双方の気がかりを軽くすることは、中立性を犯しているので不適當である、とする者もある。

(イ) 和解協議の実施場所

通常、和解協議が行われる場所としては、「プログラム事務局の部屋」とするものが最も多く、次いで、「地域の公共的なセンターの一室」、「図書館の会議室」などが多い。

なお、和解協議の実施場所の決定が誰によってなされるかとの質問に対しては、「調停者が被害者・加害者双方と相談して」とするものが約40%と最も多く、次いで、「調停者」が約15%で、「被害者」は約11%である。

(ウ) 和解協議の進め方

a 調停者の役割

和解協議における調停者の最も重要な役割としては、「被害者・加害者間の対話を円滑にすること」(約28%)、「双方が気持ちよく、安全だと感じられるようにすること」(約23%)とするものなどが多く、「双方が書面による合意に達するよう積極的・効率的に働きかけること」(約6%)、「リーダーシップを発揮すること」(約4%)などは少ない。

VORPにおいては、複数の調停者による和解協議が広く行われており、調査でも、「事例によって」(約23%)あるいは「常態的に」(約70%)行っているとするものの方が多く、「行っていない」とするものは7%である。複数の調停者による和解協議は、より多くの地域住民がボランティアとしてプログラムに関与し得ること、様々な事例に幅広く対応できること、安全性が高まること等の利点がある。

b 最初に話す人

調停者による簡単な説明の後、和解協議の第一部が始まるが、ここで最初に話をするのは被害者・加害者いずれとしているかについては、「被害者」とするものが約54%、「加害者」が約33%で、残りは「状況による」としている。

最初に話す人を誰にするかの決定は、「調停者」が行うとするものが半数を占め、「被害者」が行うとするものは約10%である。

c 出席者

被害者、加害者及び調停者以外の出席者として、加害者の保護者の出席については、「常態的に」出席するとするものが約52%と最も多く、次いで、「時々」(約28%)、「場合による」(約13%)となってお

り、「全く出席しない」は約8%である。

また、その他の人々の出席の有無についても、保護者の場合と同一の比率である。

d 和解合意の成立状況

一年間に係属又は終了した事件のうち、1プログラム当たり平均106件が和解し、平均92件が書面による合意に達し、そのうち平均91件は、合意事項を完全に遂行した。

オ VORP の評価

VORP の評価として、参加した当事者の満足度の高さ、再犯防止等様々な点が上げられているが、いずれについても、プログラム全体の調査結果に基づいたものとはいい難く、体系的な評価はいまだ得られていないと思われる。ここでは、犯罪少年を対象としたアメリカの VORP 実施団体 4 団体⁵⁹を対象に、修復的司法及び調停センターのアンブレイト (Umbreit, M.S.) によって1990年から1991年にかけて実施された調査結果のうち、VORP の評価としてアンブレイトが指摘したものの中から、被害者・加害者の満足度の違い及び再犯率への影響についてみることにする⁶⁰。

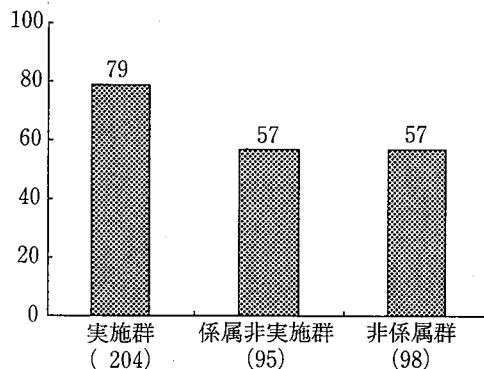
① 被害者・加害者の満足度の違い

VORP を実施した事件、同プログラムにいったん事件が係属したが、当事者の関心が希薄である等の理由により、和解協議を行わなかった事件及び和解プログラムに最初から係属しなかった事件の、それぞれ加害者及び被害者に対し、自分の関係した事件の扱われ方について満足度を尋ねた結果は、図1のとおりである。このうち被害者については、三つのグループの満足度に有意差 ($P < 0.05$) が見られ、和解プログラムを実施した事件の被害者の満足度が最も高いといえるが、加害者については、三つのグループ間に統計的な有意差は見られなかった。

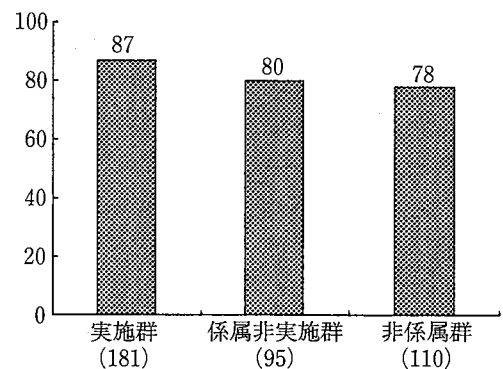
これは、VORP に参加した少年の同プログラムへの満足度は高かったものの、他方、残りの二つのグループのほとんどの少年に対して裁判所が決定した賠償プログラムに対する満足度も高かったため

図1 少年司法機関による事件の処理に関する満足度

① 被害者 (%)



② 加害者 (%)



注1 "Victim Meets Offender, The Impact of Restorative Justice and Mediation"による。

2 「実施群」とは、VORP を実施した被害者をいう。

3 「係属非実施群」とは、VORP に係属したが実施されなかった事件の被害者をいう。

4 「非係属群」とは、最初から VORP 以外のプログラムを実施した事件の被害者をいう。

5 数字は、「満足である」とするものの比率である。

6 () 内は、実数である。

注1 "Victim Meets Offender, The Impact of Restorative Justice and Mediation"による。

2 「実施群」とは、VORP を実施した加害者をいう。

3 「係属非実施群」とは、VORP に係属したが実施されなかった事件の被害者をいう。

4 「非係属群」とは、最初から VORP 以外のプログラムを実施した事件の被害者をいう。

5 数字は、「満足である」とするものの比率である。

6 () 内は、実数である。

59 ニュー・メキシコ州アルバカーキ、ミネソタ州ミネアポリス、カリフォルニア州オークランド及びテキサス州オースティン

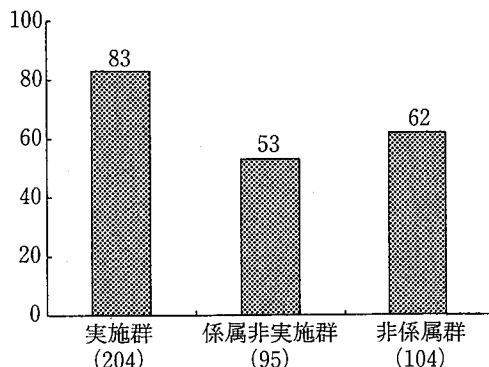
60 Umbreit, M. S., *Victim Meets Offender, The Impact of Restorative Justice and Mediation*, Criminal Justice Press, 1994

と思われる。

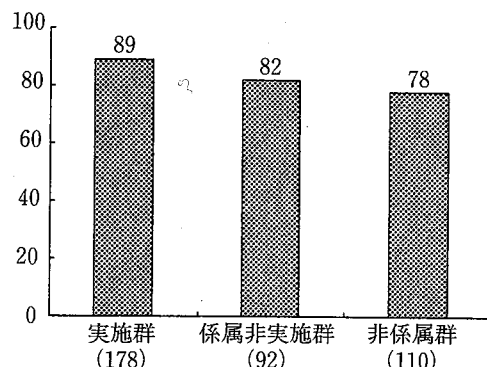
また、少年司法機関による事件の処理の公平性に関する認識についても、図2のとおり、被害者の場合は、三つのグループ間に差が見られ、事件の処理は公平だったと感じるものの比率は、VORPを実施したグループで最も高く、その他の二つのグループでは低くなっている。これに対し、加害者の場合は、三つのグループ間に統計的な有意差は見られない。

図2 少年司法機関による事件の処理の公平性に関する認識

① 被害者(%)



② 加害者(%)



注1 "Victim Meets Offender, The Impact of Restorative Justice and Mediation"による。

- 2 「実施群」とは、VORPを実施した被害者をいう。
- 3 「係属非実施群」とは、VORPに係属したが実施されなかった事件の被害者をいう。
- 4 「非係属群」とは、最初からVORP以外のプログラムを実施した事件の被害者をいう。
- 5 数字は、「事件の処理は公正であった」とするものの比率である。
- 6 ()内は、実数である。

注1 "Victim Meets Offender, The Impact of Restorative Justice and Mediation"による。

- 2 「実施群」とは、VORPを実施した加害者をいう。
- 3 「係属非実施群」とは、VORPに係属したが実施されなかった事件の被害者をいう。
- 4 「非係属群」とは、最初からVORP以外のプログラムを実施した事件の被害者をいう。
- 5 数字は、「事件の処理は公正であった」とするものの比率である。
- 6 ()内は、実数である。

② 再犯率への影響

和解協議後あるいは裁判所の処分決定から1年間の再犯率を、和解プログラムを受けた者と受けていない者と比べると、前者が18%であるのに対し、後者は27%であるが、統計的な有意差は見られない。したがって、和解プログラムが再犯率を下げる効果があるという仮説は、証明されてはいない。

(3) 被害者加害者ミーティング・プログラム (Victim Offender Meeting Program, ミネソタ州) ア 概要⁶¹

実施主体は、ダコタ・カウンティ社会内処遇部 (Dakota County Community Corrections Department) で、対象は、少年及び若年成人である。民間の団体に全面的にゆだねるのではなく、州の機関自らが職員を配置してプログラムを運営しているところに特徴がある。少年は全員対象となるが、成人は、プロベーションの遵守事項で要求された場合のみ対象となる。

ダコタ・カウンティ社会内処遇部では、1995年から専任の職員を指名して、本格的にこのプログラムを開始した。ダコタ・カウンティの場合、現在専任職員2人のほか、約40人のトレーニングを受けたボランティアがファシリテーターと呼ばれるミーティングの調整役として活動に従事しており、1999年の1月から10月20日までの間に、82人のプロベーション対象者、119人の被害者が、このプログラムにより被害者加害者直接ミーティングを経験した。

61 本節の内容は、1999年10月に、ミネソタ州ダコタ・カウンティ社会内処遇部において、法務省関東地方更生保護委員会保護観察官柿原幹子が説明を受けた結果に基づく。

このプログラムの目的は、次のとおりである。プロベーション対象者に関しては、①本人が被害を与えた被害者に直接対面することにより、事件が被害者に与えた影響について理解させ、責任を認識させる。②本人の気持ちを被害者に対し表わす機会を与え、被害弁償の方法について、被害者に提案する機会を与える。被害者に関しては、①犯罪に関する疑問について、直接加害者に質問する機会を与える。②犯罪により受けた影響や気持ちについて直接加害者に伝える機会を与える。③被害弁償の方法について提案し、話し合いにより決定する機会を与える。

ダコタ・カウンティでは、裁判官が遵守事項の一つとしてこのプログラムへの参加を課したか否かにかかわらず、プロベーション対象者に係る事件の被害者に電話か手紙で連絡を取り、被害者が関心を示した場合には、ボランティア・ファシリテーターに担当を依頼し、ケースを開始している。20パーセント程度の被害者が関心を示すという。裁判官が遵守事項としてプログラムの参加を課した場合であっても、被害者が参加するかどうかは完全に被害者の自由意思にゆだねられている。プロベーション対象者にとっては、プログラムへの参加は強制ではないものの、プロベーション・オフィサーにより参加を強く勧められる。

イ 事例紹介⁶²

(ア) 事案の概要

1999年1月、16歳のマイク（登場人物の名前はすべて仮名。以下同じ。）は、14歳のクリス及び18歳のトニーと共に、留守中の被害者ジョンのアパートに侵入し、ステレオ等金目の物を物色した後、トニーがアパートに火をつけて逃走したため、ジョンのアパートの専有部分は全焼した。まもなくマイクは逮捕され、少年ではあるものの、事案が重大であったため、成人同様に不法目的侵入の罪で起訴された。同月、マイクは1年間の拘置所拘禁及び10年間のプロベーションに処する旨の判決を言い渡された。その際裁判官から、プロベーションの遵守事項の一つとして、「社会内処遇部の決定により、被害者加害者ミーティング・プログラムに参加すること。それにより決定された被害弁償を執行すること。」という条件が課された。「社会内処遇部の決定」に遵守事項の実施がかかっているのは、このプログラム実施の条件として、被害者及び加害者の同意が必要であり、それを求めるか否かの最終判断は社会内処遇部にゆだねられているからである。社会内処遇部では、事案の内容や当事者の状況など諸条件を慎重に考慮し、被害者の保護という制度の趣旨に沿ったプログラムの運用が可能であると判断された場合に限り（ミーティングへの参加がかえって被害者を傷つけたりする結果となる場合もあるため）、実施に必要な同意を当事者に求めることとされている。

(イ) 事前準備

このケースの担当を依頼された被害者加害者ミーティング・プログラムのボランティア・ファシリテーターであるリンは、6月に被害者である26歳の工具、ジョン宅を訪問した。リンがプログラムについて説明し、参加する意思があるかどうか尋ねると、ジョンは即座に参加を希望した。ジョンは本件直前にアパート及び家財道具一式を購入したばかりであったが、家財道具については火災保険に加入しておらず、失った家財道具一式をすべてジョン自身で再度購入しなければならなかった。そのため、事件から半年経過していたが、ジョンの加害者に対する怒りは依然として激しかった。ジョンは、本件がどれだけ自分の生活に影響を与えたか直接加害者に伝えたい、またどうして放火までしたのか等の疑問について直接加害者に質問したいと述べた。一方、リンは、8月に拘置所にいるマイクを訪ね、プログラムについて説明したところ、マイクは被害者に謝りたいと述べ、プログラム参加に同意した。施設内の善行

62 本節の内容は、1999年10月13日に、ミネソタ州ダコタ・カウンティの警察署において行われた、被害者加害者ミーティング・プログラムを傍聴した、前掲の柿原幹子の報告に基づく。

等により拘置所拘禁期間は短縮され、マイクは1999年9月初め拘置所を出所して母親の下に帰住し、グコタ・カウンティ社会内処遇部の指導下に入った。

1999年10月13日、警察署の会議室でプロベーション対象者マイクと本件被害者ジョンのミーティングが実施された。通常ミーティングには、中立的な場所として地域の公民館等が使用されるが、このケースの場合、被害者の怒りが激しかったため、万一に備え警察署の会議室が選ばれた。ミーティングには、マイク及びジョンのほか、ファシリテーターのリン、マイクの叔父夫妻、マイクの担当プロベーション・オフィサー及び当時ジョンと一緒に生活していたキャシイが出席した。マイクの母親は、担当プロベーション・オフィサーらの要請にもかかわらず、かかわりたくないと出席を断った。

(ウ) ミーティングの状況

ミーティングは夕方6時半に開始され、ジョンもマイクも緊張した表情で席に着いた。リンから基本的なミーティングのルールが説明された後、ジョンの方から話を始めた。ジョンは、本件により家財道具をすべて失い、一から買い直さなければならなかったこと、その費用の捻出のため、半年以上、寝る時間以外は働き続けなければならなかったこと、何よりもつらいのは、息子の生まれたときからのビデオや写真など、金では買い戻すことができないかけがえのないものを失ったこと等、怒りの感情を抑えながら話をした。またなぜ自分の家を選んだのか、なぜ火までつけたのかなどの質問をマイクに投げかけた。キャシイも、当時ジョンのアパートに保管していた、亡くなった父親の思い出の品を失ったことがつらいと述べた。

マイクは、事件の影響の大きさを被害者から聞かされ、改めてショックを受けた様子で、被害者の話を真剣な表情で聞いていた。十分に答えられない質問も多かったが、本件時の状況など本人の知る限り詳しく話し、被害者の疑問に答えようと努力した。また、かけがえのないものを失ったことがどれだけつらいか自分にもよく理解できるし、本当に申し訳ないことをしたと繰り返し謝った。薬物に手を出さず、二度と悪い仲間とは交際しないようにする、一日も早く仕事について被害弁償をしたいとジョンに対して気持ちを語った。

マイクの叔父も、親族を代表して心から謝りたい、マイクが一日も早く職について被害弁償を実行するよう、また今後悪い仲間と付き合うことがないよう、マイクに対してできる限りの援助をすると述べた。その後、被害弁償の額について話し合いが行われた。放火については、トニーが単独で実行したものでありマイクには責任がないため、ステレオ等盗んだ品物の弁償として、700ドルを分割で支払っていくことでジョン、マイク双方が同意した。リンによって被害弁償の額と支払方法について記載した同意書が作成され、ジョン、マイク双方がサインした。リンから、この同意書の内容はプロベーションの遵守事項となり、被害弁償が約束どおり履行されなかった場合は、遵守事項違反としてプロベーション取消しの理由になり得ることが説明された。最後に、いま一度マイクが自分からジョンに申し訳なかったと謝ったが、ジョンは多くの言葉は返さず、短く「幸運を祈るよ」とだけ言って、約2時間のミーティングは終了した。

第4 被害者補償制度等

アメリカにおける犯罪被害者補償制度は、各州で運営されている⁶³。1965年にカリフォルニア州において、全米初の被害者補償法が制定されて以後、各州に広まり⁶⁴、現在ではすべての法域において被害者補償制度が設けられている⁶⁵。アメリカにおける被害者補償制度は、暴力犯罪、飲酒運転、家庭内暴力等の被害者に対する経済的援助を行うもので、心理的カウンセリング等を含む医療費、犯罪による身体的傷害によって失った賃金、殺人の場合の葬儀費用及び被扶養者の生活費等が補償の対象となるが、原則として犯罪による財産的損害は対象とならない⁶⁶。1996年において、全米で11万人以上の被害者が総額約2億4,000万ドルの補償を受けている。補償額の上限は、大半の州で1万5,000ドルから2万5,000ドルで、一人当たりの平均補償額は、約2,000ドルである⁶⁷。

また、1982年の委員会報告書による勧告を受けて、1984年の犯罪被害者法により、犯罪被害者基金 (Crime Victims Fund) が設立され、一定の要件を満たした各州の犯罪被害者補償プログラム及び下記第5の被害者支援プログラム等に補助金を交付している。この基金の財源は、連邦犯罪に係る罰金 (42 USC §10601(b)(1))、没収保釈保証金 (42 USC §10601(b)(3))、刑罰賦課金 (penalty assessment, 42 USC §10601(b)(2)) 及び加害者が自分の犯罪を映画や本に公表すること等によって得られた利益の没収金 (42 USC §10601(b)(4), 18 USC §3681) 等の預託によるものである。

第5 刑事司法機関及び被害者援助団体が行う被害者支援プログラム

1 概説

アメリカの被害者援助団体のほとんどは、全米被害者援助機構 (National Organization for Victim Assistance, NOVA)、全米犯罪被害者センター (The National Center for Victims of Crime, NCVC) 等を始めとする民間の非営利団体、法執行機関の関係団体及び検察庁の関係団体であるが、近時、矯正、プロベーション及びパロールの機関が後援する被害者支援プログラムも増加している⁶⁸。本稿冒頭で紹介したように、1972年に三つの民間団体によって始まった被害者援助プログラムは、1999年には、これら団体の数が官民合わせて1万以上に上っているとされている⁶⁹。

被害者支援プログラムの内容は、団体によって異なるが、危機介入 (crisis intervention)、被害直後の緊急時の援助、カウンセリング、犯罪被害者補償、被害弁償等の各種請求の援助・代弁、証拠の返還、刑事司法制度のオリエンテーション、裁判所への付添い、刑事司法に関する情報提供、他の各種援助団体の紹介等が含まれている⁷⁰。

ここでは、それらの中から、オハイオ州におけるプログラムの例を紹介する。このプログラムは、被

63 op. cit., *New Directions from the Field*, 330

64 op. cit., *A Historical Overview*

65 op. cit., *New Directions from the Field*, 325

66 op. cit., *New Directions from the Field*, 325

67 op. cit., *New Directions from the Field*, 325

68 *Serving Crime Victims and Witnesses 2nd Ed.*, National Institute of Justice, 1997, xi

69 op. cit., *New Directions from the Field*, ii

70 op. cit., *Serving Crime Victims and Witnesses 2nd Ed.*, 8

害者と加害者との間での合意形成などは行わず、純粹に被害者と加害者との間の感情の交流を図ることにより、被害者の心情等の支援を行うことを目的とする点で、通常の VORP と異なっている。

2 被害者加害者対話プログラム (Ohio Victim-Offender Dialogue Program, オハイオ州)

(1) 概要⁷¹

オハイオ州矯正保護局 (Ohio Department of Rehabilitation and Correction) は、州立刑務所の運営並びに刑を終えて刑務所から出所した者及び刑務所から仮釈放中の者の指導・援助を所管業務としている。州矯正保護局傘下の仮釈放委員会は、1980年代初頭から、被害者に対する仮釈放審理のための聴聞の日時の通知を始めた。それを契機に、州矯正保護局では、被害者に対する包括的なサービスを提供するため様々なプログラムを展開してきた。そして、1996年7月1日に施行されたいわゆる「量刑における真実 (Truth in Sentencing) 法」により、州矯正保護局内に、被害者関係の事項を専門に扱う被害者サービス室 (Office of Victim Services) が正式に設置されて、被害者加害者対話プログラムの実施を担当している。

このプログラムは、1994年ころから、被害者サービス室の前身に当たる組織により試行的に実施されていたが、1999年5月26日に発出された州矯正保護局の方針 (Policy 212-02) により、その目的、手続などが正式に規定された。

このプログラムの目的は、被害者の傷ついた心がいやされ、回復してゆく過程を促進するため、粗暴犯罪の被害者に対し、安全な環境の下で、事件の加害者と直接向かい合って対話する機会を与えることにある。

したがって、このプログラムの対象となる被害者は、粗暴犯罪 (Crimes of Severe Violence/Violent Crime) によって、直接・間接に影響を受け、また苦しんでいる個人であり、同じく対象となる加害者は、州矯正保護局管轄の施設入所中の者及び施設から仮釈放中の者で、死刑確定者も含んでいる。

被害者加害者直接対話では、粗暴犯罪の被害者と加害者が直接対面し、犯罪による影響について話し合い、被害者が受けた被害と、それを償う加害者の責任という側面に焦点が当てられる。また、このプログラムを実施するため、被害者サービス室が実施する専門的トレーニングを受けたファシリテーターと呼ばれる州矯正保護局の職員又は民間ボランティアが、被害者、加害者双方と相当の期間かわり、被害者加害者の直接対話のための準備をし、また、実際の直接対話の場面では調停役を務める。被害者サービス室は、ファシリテーター候補者名簿を作成・管理し、研修を実施し、そのプログラムの必要性に基づきファシリテーターを任命する。その採用の際は、温かい人柄であること、時に非常に感情的になる参加者の間に立って円滑に対応できること等を考慮する。1999年3月に実施された研修には、約40人の新任ファシリテーター (半数が、民間ボランティア) が参加した。一週間の宿泊研修では、職員による講義、刑務所見学、4人の受刑者及び4人の被害者から話を聞くロールプレイなどが実施された。被害者サービス室は、常にファシリテーターの業務の遂行状況を把握し、州矯正保護局の方針に定められた手続に従わないときや責任を十分に果たしていないと考えられるときは、免職できる。

(2) プログラム実施の手続

ア ケースの選定

このプログラムは、対象が粗暴犯罪によって、直接・間接に影響を受け、また苦しんでいる被害

71 本節以降の内容は、1999年10月に、オハイオ州矯正保護局被害者サービス室において、法務省関東地方更生保護委員会保護観察官柿原幹子が説明を受けた結果に基づく。

者であることから、ケースの選定は慎重に行われる。

a 被害者から開始の原則

被害者の要請によりケースを開始することを原則とする。例外は、被害者サービス室の管理職の判断による。

b 任意参加の原則

被害者、加害者いずれも、プログラムへの参加は任意であり、ケースを開始した後も、被害者、加害者いずれもからも、途中でやめることができる。

c 加害者の責任の認識

プログラムに参加する加害者は、有罪を認め、犯罪の責任を認識していることを条件としている。例外は、被害者サービス室の管理職の判断による。

d 加害者の身分等への影響

プログラムへの参加は、加害者の仮釈放、刑期終了釈放後の指導監督、社会内処遇等に関するいかなる判断にも影響しない。

e 経過期間

犯罪が起きてからの経過期間は、当該ケースについて直接対話を実施するかどうかが判断する際に、考慮される。ファシリテーターが、時期尚早のため、意味のある対話は実現しないと判断したときは、中止される。

イ ケースの係属と対話の実施方法

ケースは、被害者サービス室が地理的・文化的条件を考慮した上で、訓練を受けたファシリテーターに委嘱することによって開始される。ファシリテーターには、当該ケースの基礎的な情報を記載した書類が送付される。

(ア) 事前準備

実際に被害者と加害者との対話を実施する前に、相当期間をかけて準備が行われる。期間について定めはないが、ケースにより、3か月から1年程度かかる。準備段階では、通常ファシリテーターが被害者及び加害者と別々に数回会い、どのようなことを実際の対話で話したいかあらかじめ聴取し、その内容をできる限り相手方に前もって伝える。準備段階の目的は、①実際に対面した際に、双方が受ける精神的ショックをできるだけ少なくすること、②原則として対話は一度しか許可されないので、双方が話したいことを一回で話しつくせるよう援助すること、である。

(イ) 対話の実施

対話に先立ち、ファシリテーターは、対話が行われる部屋を被害者に見せ、席順について希望を聞き、支障のない限り被害者の希望を尊重する。全員が席についたら、まずファシリテーターが対話の基本的なルールを確認し、その後被害者の希望により、被害者あるいは加害者から話し始める。

(ウ) フォローアップ

ファシリテーターは、少なくとも3か月以内に全参加者と、フォローアップのための面接を実施する。状況によっては、対話終了直後から1日以内にフォローアップのための面接を行うことが望ましい場合がある。

ウ 実施実績等

ケース委嘱可能なファシリテーターは、職員と民間ボランティア合わせて約40人で（1999年10月現在）、プログラム開始から1999年10月までに、実際に対話を実施したケースは18件である。

(3) 事例紹介⁷²

ア 本件の概要

1986年4月6日朝9時ころ、オハイオ州コロンバスにおいて、ポール（当時20才）とその恋人エレンは、教会の礼拝に出席する前に朝食をとろうと考え、ファーストフード店に立ち寄った。ドライブスルーでコーヒーなどを購入し、駐車場に車をとめてコーヒーを飲んでいたところ、男（当時28才）が近寄り、ポールに金を要求し、ポールがこれを断ると男は銃を取り出して発射した。ポールは、頭を射たれて即死し、男はトーマス（当時17才）の運転する車に乗って逃走した。エレンにけがはなかった。

男は薬物中毒で、前夜からトーマス及び二人の未成年女子と共に薬物を使用していたが、朝になって薬物を入手する金ほしさに本件を起こしたものである（登場人物は、以下の部分を含めてすべて仮名）。

トーマスは、殺人と重強盗の共犯として禁錮10年から50年の不定期刑、主犯の男は無期刑が確定した。

イ 被害者加害者対話プログラムの実施経過

- 1986.4.6 本件発生
- 1998.11.13ころ 被害者の母親ジェニファーは、トーマスの仮釈放審理の聴聞が1999年1月に行われる予定であるという通知を受ける。
- 1998.12 ジェニファーはトーマスと会って話がしたいという希望を被害者サービス室に伝えるが、同サービス室は仮釈放審理への影響を避けるため、仮釈放審理の聴聞が終了するまで、このプログラムの手続を開始しないことを決定。
- 1999.2上旬 仮釈放審理の聴聞が実施され、トーマスの仮釈放の日は1999年5月と決定される。被害者サービス室は、プログラムの手続を開始。ファシリテーターは、被害者サービス室の管理職であるキャリンが自ら務めることに決定。
- 1999.2.22 キャリンは、ジェニファーと2時間面接。この後、キャリンは、ジェニファーと2回、トーマスと3回、それぞれかなり時間をかけて面接。
- 1999.4.20 被害者加害者対話プログラムとして、ジェニファーとトーマスが、トーマスの収容刑務所の次長室で約2時間半話をする。出席者は、ジェニファー（被害者の母親）、トーマス（加害者）、ジェニファーの娘及び姪（ジェニファーの希望による）、収容刑務所のケース担当官並びにファシリテーターのキャリン。
- 1999.5.11 トーマスが刑務所から仮釈放される。

ウ 被害者の母親ジェニファーに対するインタビュー

・本件殺人事件直後を振り返って

「よく覚えているのは、とてもとても悲しかったということだけ。深い暗い穴に入って眠れないような感じで、二度と回復することはなく、悲しみのために死んでしまうだろうと思った。実際に体に痛みを感じた。憂うつだとか、怒りの感情が自分の中にあるという意識はなかった。犯人に対しての怒りもなかったと思う。そんなことを考える強さもエネルギーもなかった。」

・その後の時間の経過とともに

「病院が主催する犯罪被害者遺族対象のプログラムに参加し、自分と同じように犯罪で家族を失った人と出会った。それは、自分はどこもおかしくない、正常なんだということを確認できたという意味で、とても貴重な経験だった。」

72 本節の内容は、1999年10月27日に、前掲の柿原幹子が直接被害者の母親ジェニファーから聴取した内容及びその前後に被害者サービス室職員から聴取等した結果に基づく。

・加害者になぜ会いたかったか

「本件主犯が相当期間刑務所から出所しないのに対し、トーマスの方はいずれ出所して社会に戻ることは前から分かっていた。出所する前に、ポールやポールの家族は実在する人間であること、トーマスのとったあの朝の行動によってポールは二度と戻らず、残された私たち家族にとってポールを失った悲しみは永久に続くものなのだということを、トーマスに知ってほしかった。外からみれば、私たち家族は生産的で健康的な人間に戻っているように見えるかもしれないが、ポールをなくした喪失感は、葬式を出しても、トーマスが逮捕されても、トーマスが刑務所に収容されても、なくなるものではないということを知ってほしかった。

私は、トーマスが、ポールや私たち家族のことを実在する現実の人間なんだという認識を持たずに出所していくことを恐れた。出所前にしばらくの時間同じテーブルにつき、形式ばらない形で話をし、自分たちが実在する感情のある人間であることを知ってもらいたかった。そのことがトーマスの出所後の行動によい影響を与え、二度と同じことを繰り返さない人間になってくれる、それが最も重要な私の願いだった。トーマスに何か自分の気分がよくなるようなことを言ってほしいなどという期待は、全くなかった。」

・ファシリテーターとのプログラム準備のための面接を通して

「準備面接の際、キャリンから、援助者として誰に出席してもらいたいか、対話当日援助者にはどんな役割を果たしてほしいか、どのような順番で着席したいか等、原則としてすべて私の選択で決めることができると言われた。私は、トーマスと私の間で直接対話したいと思い、援助者に出席はしてもらおうが、発言したり質問したりはしてほしくなかったので、そのようにキャリン伝えた。

私はこのことにより、長い間失っていた、自分の意思で物事をコントロールするという感覚を取り戻すことができた。というのは、あの事件が起こって以来、警察、テレビ等の報道機関、裁判というどの場面でも、すべてが自分以外の人の手によって処理され、自分はまるでよそ者という感じだった。だから何年もそういう無力感を抱いていた私にとって、このミーティングに参加するということは、自分の意思でやりたいことを決定し、自分の力で実現するというところに最も大きな意義があった。」

・加害者との対話を振り返って

「対話当日は、トーマスと私が、半分づつ話したと思う。準備期間を通してトーマスのことはよく聞いていたので、ほとんどすべてが予想どおり運んだ。一つだけ驚いたことは、トーマスがポールの墓の場所を尋ねたことだった（注：トーマスは、実際に仮釈放後ほどなく、ポールの墓参りに訪れたことが、被害者サービス室の職員によって確認されている。）。

対話が始まる前までは、会ったら事件当日の状況を詳しく聞きたいと思っていたが、話をしていくうちにそんなことはそれほど重要ではない、聞いてもあまり意味がないと思い、結局ほとんど聞けなかった。

対話で私はトーマスに対し、3年前の仮釈放審理のためのヒアリングの際、トーマスの仮釈放について反対したことを伝えた。そして現在は、トーマスの仮釈放には特に反対しないが、トーマスが再度人を傷つけるようなことがあったらとてもがっかりするだろうし、怒りで引きずり倒したいくらいの気持ちになるだろう。出所後、何も悪い話は聞きたくない。私や私の家族のことを心配してほしいとも思わないし、罪の意識を持ち続けてほしいとも思わない。心の平和を保ち、まじめな実りある人生を送ってほしいと、伝えた。」

・プログラム全体を振り返って

「このプログラムに参加したことにより、私は、本件以来何年にもわたって抱きつづけていた無力感が

ら開放された。つまり自分が必要だと感じたことを、自分が提案し、実現に向けて努力し、成功させたという満足感がある。人生観が変わったというわけではないが、参加したことにより、とても勇気づけられた。

また今回の対話により、私とトーマスは同じテーブルにつき、話した。これにより、トーマスにとって私たちの存在は現実のものとなったし、私にとってもトーマスの存在が現実のものとなった。それは双方にとって必要なことであったと思う。これでようやく次の局面に進めるという感じがしている。

私は、このような機会が与えられたことにとても感謝している。」

エ 加害者トーマスに対するインタビュー⁷³

・なぜ被害者の母親ジェニファーと会うことを決めたか

「裁判のときにみたジェニファーは、叫んだり、自分を怒鳴りつけたりしたので、会うことが怖かった。しかし、ジェニファーに自分への恐れの気持ちをなくしてほしかった。双方に憎しみあうことをやめ、心の平和を取り戻したいと思った。入所以来、ずっとジェニファーのことは気にかかっていた。以前、ジェニファーに手紙を書き、裁判官に送りジェニファーに転送してもらうよう頼んだことがあるが、受け付けてもらえなかったということがあった。」

・プログラム準備段階を振り返って

「長い間刑務所内で生活していて、感情を表現することがほとんどなかったもので、最初はとまどった。キャリンが時間をかけて、自分の話を聞いてくれたので、少しずつ自分の気持ちなどが話せるようになった。」

・対話当日を振り返って

「基本的には、本件が起こって以来、お互いがどのような気持ちで、どのようなことを考えながら過ごしてきたか話し合った。ジェニファーは、愛する者を失う悲しみはどれだけ深いものであるか、悲しみは永久に終わらないものであることを話してくれた。その話を聞きながら、自分は5年前に亡くなった自分の母親が、話をしているような気がして涙が出た。自分からは、刑務所に入ってから自分の生活や、出所に向けての不安な気持ちなどを率直に話した。

この対話が終わったとき、仮釈放の決定を受けたときよりもうれしかった。心の中に温かいものが流れているのを感じた。長い間被害者遺族が自分を憎しみ続けていると思って苦しんでいたもので、この対話により、長年の悪夢から覚め、心の平和が戻ってきたように思った。これでようやく前へ進めるという気がした。」

73 本節の内容は、1999年10月28日に、前掲の柿原幹子が直接加害者トーマスから聴取した結果に基づく。

第6 アメリカにおける被害者施策の課題と展望

本稿冒頭で述べたように、アメリカの被害者施策は、1960年代中盤の被害補償プログラム制定による経済的援助の充実、70年代の官民の被害者援助組織による直接的援助の開始、そして80年代以降の被害者の法的地位の向上という発展段階を経て、被害者の権利保障のための連邦憲法修正などの重要課題を抱えながら発展を続けている。

その間、1982年の委員会報告書は、これら一連の流れを体系化し、被害者施策を政策面・立法面・財政面でより発展させてゆく原動力となった。例えば、現在では、すべての州において被害者の権利に関する法律が制定され、かつ、犯罪被害者補償プログラムが創設されている。また、全米で1万を超える被害者支援プログラムが設立され、1997年までに、犯罪被害者基金は、連邦犯罪を犯した者から徴収した罰金等を原資とする23億ドルの資金を、これら支援プログラムのために拠出した。

しかし、他方、「被害者は、いまだ(刑事司法制度の)外から(制度の)内側を見ている(on the outside looking in)」とのクリントン大統領の言葉に象徴されるように、犯罪被害者は、刑事司法制度に対して意味のある参加ができず、かつ、最も基礎的なニーズさえも充足されてない面が残されている。例えば、州によって犯罪被害者の権利に関する法律の内容はまちまちであり、施行されていない関係法律も珍しくない。

このような現状を踏まえ、1997年に、司法省犯罪被害者対策室支援の下、「実務からの新しい方向性：21世紀に向けた被害者の権利及び被害者へのサービス(New Directions from the Field: Victims Rights and Services for the 21st Century)」と題した450ページを超える大部の報告書(以下、「1997年報告書」という。)が刊行された。これは、1982年の委員会報告書発表15周年を記念して、3年余の歳月と1,000人を超える被害者関係の実務家の声を結集したもので、前回の報告書の勧告実施状況を踏まえて、多くの犯罪被害者にとって、刑事司法制度は、いまだ彼らを助けるよりは、傷つける制度であるとの認識の下、新たに250項目を超える勧告を行っている。勧告は、大別して6部18章から構成されており、前回の報告書と比べて刑事司法制度及び被害者支援に関連する諸組織等に対する指摘がより詳細かつ広範囲になった(「被害者支援組織」、「職場関係」、「報道関係」を章として新規追加)ほか、「財政的・経済的な面での被害回復」、「児童被害者」、「国際的観点から見た被害者支援サービス」が独立の部として新設された。

ここでは、1997年報告書から、犯罪被害者に関する刑事司法制度に関する課題の指摘とそれらの改善に向けての勧告の要旨を中心に紹介し、本稿のまとめとしたい。

1 基本的に重要な5つの勧告

これらは、250項目を超える勧告の中から、全分野を通じて最も重要とされた勧告である⁷⁴。

- ・連邦、州、少年、軍及び部族(注：native American 関係)の司法制度並びに行政的手続において、犯罪被害者のための、一貫した基本的権利を確立し、それらを実施すること。
- ・被害の性質、年齢、人種、宗教、性別、民族性、性的志向、能力及び地理的所在に関係なく、犯罪被害者に包括的かつ質の良いサービスを提供すること。
- ・高等教育及び継続的実務教育の一環として、刑事司法、刑事司法関係機関の専門家及びその他のサー

ビス提供者が、被害者関係の事項について包括的な研修を受けることを保障するため、すべてのレベルにおける国の教育制度に、被害者関係の事項を統一的に盛り込むこと。

- ・適切な調査、先端技術及び諸専門分野における連携の上に構築された、被害者の権利並びにサービスに関する有望な実践を支援し、向上させ、広めていくこと。
- ・暴力及び犯罪被害者に対する国家の対応において、犯罪被害者の声为中心的な役割を果たすようにすること。

2 被害者の権利に関する課題と提言

1980年代初期に数百にとどまっていた被害者の権利に関する法律の規定は、現在約2万7,000を超えるまでになり、約3分の2の州では、被害者の権利のための憲法修正を実施した。しかし、被害者に関する法律の規定には重大な欠陥があり、その施行状況もまた同様である⁷⁵。そして、被害者の権利に関する連邦法と州法の間には、顕著な相違が見られ、州法で被害者の権利が無視されている例も少なくない。州憲法で被害者の権利を規定している場合でも、その施行はしばしばし意的であり、かつ刑事司法関係の担当官の裁量や好みに基づいている。さらに、多くの州では少年犯罪の被害者に対する包括的な被害者の権利を認めていない。部族、軍及び行政における手続では、被害者の権利は大きく変容されているか、全く否定されている。異文化及び障害者の被害者を含めた多くの被害者は、自分たちの権利を告知されることなく、かつ刑事及び少年司法手続に参加する機会を与えられていない。

このような認識の下、1997年報告書では、被害者の権利に関する新しい方向性の最重要事項として、すべての州における犯罪被害者の基本的権利を保障するため、被害者の権利に関する連邦憲法の修正を提言し、その内容として下記の事項を盛り込むべきことを勧告している。

- ・公開の裁判所手続及びそれへの参加方法について告知される権利
- ・保釈、量刑及び答弁の受諾に関し、裁判所に対して意見陳述する権利
- ・仮釈放のための聴聞について告知され、そこへ出席して意見陳述できる権利
- ・被告人又は受刑者の逃亡又は釈放について告知される権利
- ・有罪の宣告を受けた者に対する被害弁償の命令に関する権利
- ・不合理な（手続）遅延を原因とした犯罪の危険にさらされることなく、当該手続に関する被告人又は被疑者に関する最終処分に関する権利
- ・被告人の拘禁状態からの釈放を決定する際に、被害者の安全について配慮される権利
- ・以上の諸権利を告知される権利
- ・以上の諸権利の具体的施行を受ける権利

以上の諸権利は、刑事司法の分野のみならず、少年司法、軍、部族及び行政の手続におけるすべての被害者に対して保障され、かつ実施されるべきであり、連邦、州及び部族は、その保障状況について判断するための見直し作業を行うべきである。被害者の権利に関する法の遵守状況に関する地方、州及び連邦の監査は、不遵守の理由及び被害者の権利の実施状況を向上させるための方法について判断するため、司法機関又は独立の監査機関によって定期的に行われるべきである。

3 刑事司法及び少年司法機関の状況とそれらへの提言

(1) 警察

認知された犯罪に対する最初の対応者として、警察は、被害者が細心の配慮をもって扱われ、基本的

75 op. cit., *New Directions from the Field*, ii-iii

に重要な情報と緊急援助が提供されることを確保すべきである。そのような対応例として、多くの警察機関における特別な訓練を受けたカウンセラーと警察官が被害現場危機対応班として協同して対応している例、児童、高齢者、家庭内暴力及び性的脅迫に関する事件の被害者のニーズに対応するための複数の分野にまたがる専門プログラムの開発例が挙げられる。そして、警察は、被害者及び犯罪予防を共に重視した地域警察の運営方針 (community policing philosophies) を採用すること、法的に義務付けられた被害者の権利及び被害者へのサービス (捜査状況、逮捕及び被疑者の公訴提起前釈放の通知など) を提供するための指針と手続を整備すべきことなどについて、複数の勧告がなされている。

(2) 検察

最も効果的に事件の訴追を行うには、被害者は事件手続の不可欠の部分を構成すべきであるとの認識の下、1997年報告書では、児童虐待、性的脅迫、家庭内暴力に関する特別の訴追ユニット、包括的な情報、告知、支援及び犯罪被害者への支持を提供するための被害者及び証人プログラムなどに焦点を当てている。また、被害者に対する情報提供、協議及び告知に関して勧告がなされている。例えば、①圧倒的多数の重罪事件が検察官側と被告人側の答弁取引に基づいて処理されていることから、すべての交渉中の答弁に関して検察官は被害者に意見を求めること、②公訴取下げ前に検察官は被害者と協議すること、が挙げられている。また、③検察官は、公開の裁判手続における時宜にかなった犯罪被害者に対する告知を行い、保釈、訴訟の延期手続、量刑及び被害弁償に関して意見を聴取される権利を支援すること、④検察官と被害者関係組織の責任者は、大多数の犯罪被害者に関係のある適切な告知及び協議を保障するための規約を策定することも勧告事項とされている。

(3) 裁判所

裁判所は、これまで被害者に細心の配慮を払い、問題解決を行うために多くの成果を上げてきた。それらは例えば、薬物法廷、家庭内暴力法廷、軽罪事件における生活の質を扱う地域社会での法廷、刑事、民事、少年を含む家族に関するすべての事項を扱う家族法廷、児童の被害者のために特別に構成された法廷など、各種の問題別に特化した法廷である。これらを踏まえて、1997年報告書では、①判事は、被害者の権利に関する法律が完全な実施を保障すべきこと、②被告人にその権利について教示するのと同様に、被害者に対しても日常業務としてその権利を教示し、かつ提案された答弁に関する合意について犯罪被害者の立場を視野に入れるべきことを勧告している。また、③刑の宣告前に、判事は被害の影響に関する陳述を行うことを被害者に許可すべきであり、④裁判所は、被害者との情報交換を促進するため、情報伝達技術 (音声、画像) を活用すべきであり、そして⑤彼らが受けた被害が補てんされるのを援助するため犯罪者に対して完全な賠償を命ずるべきことが併せて勧告されている。

(4) 矯正・保護

矯正・保護機関は、犯罪者の処罰とその更生が伝統的役割であったが、現在では犯罪被害者に対するサービス提供もその使命の重要な部分であることが広く認識されている。それらを反映して、多くの矯正・保護関係法律、内部指針及び手続が制定されるに至っているが、まだ努力を要する部分も残されている。1997年報告書では、①矯正・保護機関は、地域社会及び犯罪被害者と情報交換のための窓口を設けるべきこと、②矯正・保護機関は、犯罪被害者に対する情報、援助、紹介などを行うための職員を指名し、③矯正・保護機関の監督下にある施設収容者からの脅し、犯罪者からの脅迫や身体的その他の侵害からの犯罪被害者の保護を保障すべきこと、④犯罪者が犯罪被害者又は地域社会に近づく機会を与えるような彼らの状態に関するすべての変更について被害者に情報提供すべきことなどを勧告している。

第7 資料編

資料1 アメリカにおける犯罪被害者施策の沿革

1965年

- ・カリフォルニア州で、全米初の犯罪被害者補償プログラムが制定された。
- ・その後、1970年までに、ニューヨーク、ハワイ、マサチューセッツ、メリーランド、バージンアイランドの各州において、同様のプログラムが制定された。

1972年

- ・全米初の被害者援助プログラムとして、次の三つが設立された。
 - 「犯罪被害者支援 (Aid for Victims of Crime)」(セントルイス, ミズーリ州)
 - 「強姦に対抗する湾岸地域女性 (Bay Area Women Against Rape)」(サンフランシスコ, カリフォルニア州)
 - 「強姦危機センター (Rape Crisis Center)」(ワシントン D.C.)

1974年

- ・連邦法執行援助局 (LEAA) が、被害者支援のモデルプログラムを創設し、被害者への協力及び検察の向上を図るために、ブルックリン及びミルウォーキーの地方検事局における被害者及び証人プログラムに直接資金を提供し、同時に全米地方検事局協会を通じて、七つの地方検事局に資金を授与した。
- ・「児童虐待防止及び処遇法」が連邦議会で成立し、同法に基づき「全米児童虐待及び放置センター (NCCAN)」が設立された。

1975年

- ・全米初の「被害者の権利週間 (Crime Victims' Rights Week)」が、フィラデルフィアの地方検事によって実施された。
- ・「全米被害者援助機構 (National Organization for Victim Assistance [NOVA])」(本部：ワシントン D.C.) が、被害者サービスの充実と被害者の権利に対する認識の強化を目指して、全米の市民活動家を結集する形で設立された。

1976年

- ・フレスノ郡保護観察所が、全米初の「被害の影響に関する陳述 (Victim Impact Statement [VIS])」を、量刑手続に先立つ被害者の傷害及び損失に関する客観的資料の一つとして、裁判所に提出した。

1977年

- ・既存の22の犯罪被害者補償プログラムが、全国的な補償プログラムの創設を推進するために、「全米犯罪被害補償委員会協会」を設立した。

1978年

- ・性的暴力と闘い、強姦被害者へのサービスを充実させるため、「全米性的脅迫対抗連合 (NCASA)」が設立された。
- ・家庭内暴力の被害女性の運動の全国的結集として、「全米家庭内暴力対抗連合 (NCADV)」が設立された。
- ・自助グループとして、「子供を殺された親の会 (POMC)」が設立された。

1979年

- ・連邦法執行援助局 (LEAA) の廃止に伴い、連邦の被害者関係プログラムへの出資も廃止され、その

結果多くの草の根的な又は組織に基礎を置く被害者関係プログラムも終了するに至った。

1980年

- ・13歳の児童が、飲酒運転常習者の事故に巻き込まれて死亡したことをきっかけに、「飲酒運転に対抗する母親の会 (MADD)」が設立された。
- ・全米初の「被害者の権利章典 (Crime Victims' Bill of Rights)」が、ウィスコンシン州で採択された。

1981年

- ・レーガン大統領は、4月に初の「被害者の権利週間」を公式に宣言した大統領となった。

1982年

- ・レーガン大統領は、恒例のホワイトハウスのローズガーデンにおける式典において、「犯罪被害者に関する大統領特別委員会 (President's Task Force on Victims of Crime)」の設置を発表した。同委員会は、被害者のニーズに対する国家的対応の必要性の大きさを訴えるため、全米の六つの都市における公的な意見聴取を行った。同年公表された同委員会の最終報告書 (以下「1982年の委員会報告書」という。)は、68項目にわたる勧告を提案し、それらは以後の新しいプログラムと政策を推進する際の枠組みとなった。また、1982年の委員会報告書の最後にあるアメリカ合衆国憲法修正第6条に関する被害者の司法手続上の権利に関する修正案は、1980年代及びそれ以降の被害者に関する各州の憲法修正の動きに多大の影響を与えた (1999年現在、32州で被害者の権利のための州憲法の修正が行なわれている。)
- ・「連邦被害者及び証人保護法 (The Federal Victim and Witness Protection Act)」制定
同法によって、刑事司法制度における、被害者及び証人に対する「公正な取扱い基準 (fair treatment standards)」が導入された。

1983年

- ・1982年の委員会報告書に含まれる勧告を実施するため、連邦司法省司法計画局内に「犯罪被害者対策室 (Office for Victims of Crime [OVC])」が設置された。この対策室は、犯罪被害者に関して、全米資料センター (1984年に犯罪被害者資料室 (the office for Victims of Crime Resource Center [OVCRC]) と改称し、OVC 発行の印刷物やその他情報・資料についての総合案内の機能を付与)、専門家の育成、被害者の権利を保護するためのモデル立法例の発案などを行っている。
- ・連邦司法長官は、連邦犯罪の被害者及び証人の援助のために、司法長官指針 (Attorney General Guidelines for Victim and Witness Assistance) を策定した。

1984年

- ・「犯罪被害者法 (the Victims Of Crime Act [VOCA])」制定
州や地方の被害者支援プログラムを援助するため、犯罪被害者基金 (Crime Victims Fund) を創設した。基金の財源は、連邦犯罪に係る罰金、没取保釈保証金、刑罰賦課金 (penalty assessment) 等である。
- ・「司法援助法 (the Justice Assistance Act)」制定
州政府及び地方自治体に対する財政的援助プログラムを設置し、同時に200の被害者サービスプログラムに出資した。
- ・「家族間暴力予防及びサービス法 (the Family Violence Prevention and Services Act)」制定
- ・連邦矯正局が、被害者及び証人に対する通知制度を発足させた。
- ・各連邦検事局内に被害者及び証人コーディネーター (Victim/Witness Coordinator) の職を設置。

1985年

- ・ 犯罪被害者の権利とニーズを確保し、犯罪が社会に対していかに悪影響を及ぼすかを啓もうするために、「全米被害者センター (The National Victim Center [NVC])」が設立された (現在、「全米犯罪被害者センター」と改称。The National Center for Victims of Crime [NCVC]。本部も設立当初のテキサス州からヴァージニア州アーリントンへ移った。)

1986年

- ・ 児童虐待の捜査と訴追に関して特に資金供与をするために、犯罪被害者法が「児童司法法 (Children's Justice Act)」によって修正された。
- ・ 35の州で、犯罪被害者補償プログラムが設立されるに至った。

1987年

- ・ 全米家庭内暴力対抗連合 (NCADV) が、全米初の電話による無料の家庭内暴力ホットラインを設置。

1988年

- ・ 成人の強姦被害者の行動と精神状態に関する専門家の証言の採用を、初めて許容した判決が下された (State v. Ciskie 事件)。この証言は、親しい関係にある者から繰り返し身体的及び性的脅迫を受けた被害者が、なぜ直ちに警察を呼んだり、又はその他の行動を起こしたりしなかったかについて説明するものであった。陪審は、被告人を4回の強姦について有罪とした。
- ・ 犯罪被害者法 (VOCA) が改正され、次のような被害者関係の施策等が盛り込まれた。
 - ①犯罪被害者対策室 (OVC) が、法律に規定された組織となり、同対策室長は、その任命に際して上院の承認を要する職とされ、その地位の向上が図られた。
 - ②州の犯罪被害者補償プログラムの対象に、家庭内暴力、故殺 (homicide)、飲酒運転の被害者が含められた。
 - ③子供を殺された親の会 (POMC) 及び飲酒運転に対抗する母親の会 (MADD) からの強い要請に基づき、「以前十分なサービスを受けていない犯罪被害者のための支援プログラム」 (victim assistance programs for “previously underserved victims of crime”) を、新しい資金供与の対象として追加した。
- ・ 犯罪被害者対策室 (OVC) が、連邦刑事司法制度に関する「被害者のための連邦緊急基金 (Federal Emergency Fund for Victims)」を創設した。

1990年

- ・ 犯罪被害者基金の預託金総額が、1億4,600万ドルとなった。
- ・ 「学生の知る権利及び校内安全法 (The Student Right-to-Know and Campus Security Act)」が成立し、高等教育機関は、校内で起きた殺人、強姦、強盗などの犯罪についての情報公開を要することとされた。
- ・ 「児童虐待被害者法 (The Victims of Child Abuse Act)」が成立し、連邦刑事司法制度が児童の被害者及び証人に対してよりやさしい (less traumatic) 制度となるよう、所要の修正が行われた。
- ・ 「被害者の権利及び被害弁償法 (the Victims Rights and Restitution Act)」が、連邦犯罪に関する被害者の権利章典を組み込み、犯罪被害者が利用できるサービスについて成文化した。

1991年

- ・ 合衆国憲法に被害者の権利についての規定を置くための、初めての連邦議会両院合同決議を求める申立てが共和党の議員からなされた。
- ・ 連邦司法長官は、犯罪被害者のニーズに対応するため連邦刑事司法制度に関する新しい包括的な司法長官指針を定めた。この被害者及び証人支援のための1991年指針は、犯罪統制法 (Crime Control Act, 1990年) に規定する新しい保護の方策を具体化するとともに、連邦被害者の権利章典、児童虐待被害者法、被害者及び証人保護法において求められている事項を統合するものである。

- ・アメリカ・プロベーション及び仮釈放協会（The American Probation and Parole Association [APPA]）が、被害者問題及び関連する社会内処遇関係の事項について調査するため、被害者問題委員会を設置した。
- ・連邦最高裁判所は、ニューヨーク州の「収益のための悪名条項（notoriety-for-profit statute）」は、全員一致で、広範に過ぎ違憲であるとの判決を下した（Simon & Schuster v. New York Crime Victims Board）。当時、同様の規定は、有罪の宣告を受けた犯罪者が、自分の犯罪をメディアや印刷物において発表して収益を得ることを防止するため、既に多くの州において採用されていた。このため、複数の州が、この最高裁判所判決の内容に適合させるため、現存規定の見直しを迫られた。

1992年

- ・国際仮釈放関係機関協会（The Association of Paroling Authorities, International）は、仮釈放手続における被害者のニーズ、権利及び被害者へのサービスについて調査するため、被害者問題委員会を設置した。
- ・校内での性的脅迫被害者の権利についての規定を含む、高等教育法が成立した。
- ・28の州で、反ストーキング法が成立。
- ・マサチューセッツ州は、州全域にわたるコンピュータ化された家庭内暴力の登録及び裁判官がそのような事件を扱う際は登録内容を確認することを内容とする法案を成立させた。

1993年

- ・「児童の性的虐待登録法（the Child Sexual Abuse Registry Act）」が成立し、児童に対する性犯罪者の情報を全国的に集積するための制度が創設された。

1994年

- ・アメリカ矯正協会（ACA）被害者委員会が、「少年犯罪の被害者に関する報告及び勧告（Report and Recommendations on Victims of Juvenile Crime）」を発表し、犯罪者が少年である場合の被害者の権利及び被害者に対するサービスの向上についてのガイドラインを提示した。
- ・「暴力犯罪統制及び法執行法（the Violent Crime Control and Law Enforcement Act）」が成立し、包括的な連邦の被害者の権利に関する規定が整備された。
同法は、次の法律及び規定を含んでいる。
 - ①女性に対する暴力と闘うためのプログラムに10億ドルを超える資金供与を認めた「女性に対する暴力法（Violence Against Women Act）」の成立
 - ②犯罪被害者法の資金供与に関する規定の拡充
 - ③全米児童に対する性犯罪者情報登録制度の創設
 - ④児童を乗せた飲酒運転者に対する罰則強化
- ・ケンタッキー州が、犯罪被害者に対して、加害者（犯罪者）の状況と釈放期日を電話による自動応対音声により通知するシステムを、全米で初めて導入した。

1995年

- ・全米被害者の憲法修正ネットワークが、被害者の権利に関する初めての連邦憲法修正案を提案した。

1996年

- ・被害者の権利に関する連邦憲法修正案（第1次案）が、連邦議会上院合同決議52（SJR52）、連邦議会上院合同決議174（HJR174）として、上下両院に超党派の支持を得て提出された（4月22日）。
- ・被害者の権利に関する連邦憲法修正案の第2次案が、連邦議会上院合同決議65（SJR65）として、上院に提出された（9月30日）。この改定案は、数か月にわたる司法省、議会指導者、ホワイトハウス、刑

事司法機関及び犯罪被害者支援者による討議の一致点を代表する内容であり、第1次案と表現は異なるものの、憲法修正の核心部分の意義は維持されている。

- ・犯罪被害者基金の預託金総額が、5億2,500万ドルとなった。
- ・「地域社会通報法 (the Community Notification Act, 通称 Megan's Law)」により、全米児童に対する性犯罪者情報登録制度を修正して、性犯罪者の所在を地域社会に通報する規定が創設された。
- ・「反テロリズム及び効果的死刑法 (the Antiterrorism and Effective Death Penalty Act)」が成立し、反テロリズム関係の対策強化に100万ドルの資金供与を認めるとともに、暴力犯罪事件に必要な被害弁償制度を導入し、被害補償及び国内外及び軍隊にいる被害者に対するテロリズム被害者のための支援サービスを強化した。
- ・反テロリズム及び効果的死刑法の第2編に規定されている「必要な被害者への被害弁償法」により、連邦裁判所が、州の犯罪被害者法に基づく被害者支援プログラムに対して、直接「公衆に対する侵害 (public harm)」に関する被害弁償を行うことを命ずることができるようになった。この新しい量刑基準の結果、裁判官が、一定の薬物事件に関する連邦法上の犯罪者に対して「地域社会への被害弁償 (community restitution)」を命じることができるようになった。
- ・犯罪被害者対策室は、この新法によって認められた権限を活用して、オクラホマ市の爆破事件の被害者及び生存者に対する重要な資金的援助を行った。
- ・連邦司法省の少年司法及び少年非行予防対策室 (OJJDP) は、少年司法制度内における少年犯罪の被害者のための被害者の権利及び被害者に対するサービスに関する勧告を含む「少年司法行動計画 (Juvenile Justice Action Plan)」を発表した。

1997年

- ・連邦議会第105会期に、被害者の権利に関する連邦憲法修正案が、超党派の強い支持を得て、再提出された。
- ・被害者が公判に出席し、かつ被害の影響に関する証人として死刑及びそれ以外の事件の量刑段階に出廷することを、既存の連邦法が認めていることを明確化するため、「被害者の権利明確化法 (the Victims Rights Clarification Act)」が制定された。この法律は、記録的なスピードで連邦議会を通過した後、司法省の支援の下、オクラホマ市の爆破事件の被害者及び生存者が、公判傍聴等ができるよう、直ちにクリントン大統領が署名した。
- ・クリントン大統領は、ホワイトハウスのローズガーデンにおける式典において、議会関係者、刑事司法関係者、地方、州、連邦の被害者支援組織関係者に対して、被害者の権利に関する連邦憲法修正案を強く支持すること再確認した。
- ・「連邦反ストーキング法」が制定された。
- ・全米被害者センターは、犯罪被害者対策室の支援の下、そのデータベースを活用して、包括的なすべての州における被害者の権利に関する法律の概要をまとめた「1996年被害者の権利便覧：被害者の権利に関する法律の編さん及び比較 (The 1996 Victims' Rights Sourcebook: A Compilation and Comparison of Victims' Rights Laws)」を発行した。
- ・「1982年の委員会報告書」を受けて、その後の全国的な報告書での勧告事項の実施状況について評価し、新たに250項目を超える勧告を行った「実務からの新しい方向性：21世紀に向けた被害者の権利及び被害者へのサービス (New Directions from the Field: Victims' Rights and Services for the 21st Century)」が、犯罪被害者対策室の支援の下に完成した。

1998年

- ・連邦憲法修正案（第3次案）が、連邦議会上院合同決議44（SJR44）として提案され（4月1日）、上院司法委員会は賛成多数でこの決議を採択した（7月7日）。この第3次案は、司法委員会での支持獲得のため、従来の案と比べて、次の2点で大きく異なっている。第1は、対象を暴力犯罪の被害者に限定したことである。第2は、この修正案に規定する犯罪被害者の権利の侵害は、量刑や司法取引において取り決められる答弁についての合意に対し、何らの根拠を提供するものではないことを文言上明確化したことである。

1999年

- ・被害者の権利のための合衆国憲法修正案（第4次案）が、連邦議会上院合同決議3（SJR3、被害者の権利に関する部分の訳は、本文第2の1(2)参照。）として、連邦議会第106会期に再提案され（1月19日）、上院司法委員会は賛成多数でこの決議を採択した（9月30日）。
- ・下院案の被害者の権利のための合衆国憲法修正案が、連邦議会下院合同決議64（HJR64）として、連邦議会第106会期に再提案された（8月4日）。大部分は、上院案の憲法修正案と同じであるが、重要な違いは、下院案の方は「すべての重罪及びその他すべての暴力犯罪の被害者」を対象に含め得ることである。

2000年

- ・犯罪被害者と証人保護のための司法長官指針が改訂され、2000年版指針として1月31日から施行された（Attorney General Guidelines for Victim and Witness Assistance (2000Ed.))。2000年版指針では、検察関係の責務が強化されたのが特徴で、刑事手続全般に関する情報提供、答弁取引関係での検察官の被害者支援、被害者のプライバシー保護、プロベーション・オフィサーへの犯罪被害者の情報の提供などが盛り込まれた。同時に、2000年版指針の内容を刑事司法関係者に周知するための研修ビデオ（約30分）も全面改訂され、2000年版指針で新規採用又は強化された事項の紹介に加えて、最近起こった銀行強盗事件やオクラホマ市の爆破事件の被害者の生の声やそれらに対する議会、政府、司法省、関係機関の対応などがわかりやすく紹介されている。
- ・下院司法憲法小委員会は、下院案の被害者の権利のための合衆国憲法修正案について公聴会を開催した（2月10日）。

[出典]

Crime Victims' Rights in America, A Historical Overview, 1999 NCVRW Resource Guide, Office for Victims of Crime, 2000.

Victims' Rights Constitutional Amendment, 1999 NCVRW Resource Guide, 2000.

Recent News and Chronology, National Victims' Constitutional Amendment Network (NVCAN), 2000.

資料2 1982年の委員会報告書

1982年の委員会報告書の勧告部分の全訳を紹介する。なお、原文では、勧告はすべて「～すべき(should)」の形式を採っているが、ここでは、訳文を簡略化するため「～すること」という形式で統一した。

第1 政府の行動を求める勧告

1 連邦及び州レベルにおける行政的及び立法的措置を求める勧告

連邦及び州レベルにおける立法及び行政機関は、すべての市民を保護し、かつ、被害者化からの回復を助けるために善良な市民を支援することが社会の利益にかなうことを認める法律を制定し、かつ、執行すべきである⁷⁶。

1. 被害者と証人の住所は、一般市民に対し非公開とし、裁判所が認定した明確な必要性がない場合、弁護人に対してもそれを非公開とすること。
2. 特定の被害者法律相談を受けることは基本的権利として法的に保障されるべきであり、抗弁のための証拠開示手続及び召喚状によって左右されてはならないこと。
3. 予備審問において、伝聞（証拠）を用いることは許され、かつそれで十分であり、被害者本人が証言する必要はないこと。
4. 下記の事項を達成するために保釈法を修正すること。
 - a. 裁判所は、確信を抱くに足る証拠をもって、地域社会に現実の危険があると認定した者の保釈を拒否できること。
 - b. 検察官は、現在被告人が持っているのと同様の権利として、不利な保釈の決定に対する迅速な不服申立ての権利を与えられること。
 - c. 無条件釈放に関する、被告人拘禁のための裁判所の権限の定義についての現存の判例法を成文化することは、公判への出席を確保するために適当であること。
 - d. 重大犯罪の場合には、有罪の宣告を受けて量刑を待っている者又は有罪の宣告を受けて控訴中の者に対して、推定に基づく好意的な釈放の原則は適用されるべきでないこと。
 - e. 釈放の必要的条件として、犯罪的行為から遠ざかることを被告人に求めること。
 - f. 保釈金又は個人の正式誓約書に基づいて釈放中の者が、出廷を怠った場合の罰則は、被告人が本来訴追されている犯罪に対する罰則の内容に、より一層比例した重きとすること。
5. 合衆国憲法修正第4条（令状による捜索・押収）関連の事項に適用される排除法則（違法収集証拠の許容性を否認する法則）は、廃止すること。
6. 仮釈放のための聴聞は、一般に公開すること。
7. 仮釈放及び量刑に際しての司法裁量の制限は廃止すること。
8. 学校職員は、生徒又は教師に対する暴力犯罪又は学校内での武器若しくは薬物の所持を警察に報告すること。事実を知りつつ警察に対する報告を怠った者又はその報告を妨げた者は、特定の軽罪に処すること。
9. 児童との定期的な接触を職務内容に含む仕事に現在従事しているか、従事する見込みのある者の性的脅迫、児童淫行及びポルノグラフィに関する逮捕歴は、本人の勤務先が入手できるようにすること。
10. 下記の事項を達成するために立法すること。

76 ここでのすべての勧告は、下記の事項についての法律を提案し、立法化することを求めている。

- a. 量刑手続において、被害の影響に関する陳述を被害者に求めること。
 - b. 被害者及び証人の保護についての規定を置くこと。
 - c. 裁判所が特別の理由を示した場合を除き、すべての事件で被害弁償を求めること。
 - d. 被害者及び証人に対する公正な取扱いを定めた準則を制定し、実施すること。
 - e. 犯罪者が、自らの犯罪に関する話題を売ることによっていかなる収益を得ることも禁止すること。
犯罪者が得たそのようなすべての収益は、被害者に対する全額被害弁償、自分の訴追費用又は犯罪被害者補償基金に使用されるべきこと。
11. 政府が行う犯罪被害者支援プログラムを創設し、又は強化すること。
12. 性的脅迫の被害者は、身体検査の費用負担及び性的脅迫の証拠を得るために用いた資料を請求されることのないようにすること。

2 連邦の行動を求める勧告

1. 議会は、州犯罪被害者補償プログラムの援助を目的として連邦の援助金を提供するための法律を制定すること。
2. 議会は、すべての犯罪被害者が利用できる包括的な支援を提供する連邦、州、地方及び非営利の被害者及び証人支援機関を援助するため、地方の予算収入に合理的に適合した、連邦の援助金を提供するための法律を制定すること。
3. 連邦政府は、全国的に活用できる被害者及び証人支援資源センターを設立すること。
4. 大統領は、家庭内暴力の深刻な問題、すなわち児童に対する暴力、配偶者及び高齢者の虐待について研究する特別専門委員会を設立し、全国、州及び地方におけるこれらの問題に対する取組について精査し、評価すること。
5. 被害者の観点から、少年司法に関して評価するための連邦レベルの研究を委託すること。
6. 大統領特別委員会（この報告書を作成した専門委員会）は、釈放後傷害事件を起こすような危険な犯罪者を地域社会へ釈放した、仮釈放委員会職員の重過失に対する責任主義を支持する。どのような状況下における重過失について、どのようにしてこの責任主義を適用すべきかについて、連邦レベルでの研究を委託すること。

3 刑事司法機関に対する勧告

(1) 警察

1. 警察は、警察職員に対して、次のような事項を確保するための研修プログラムを開発し、実施すること。
 - a. 被害者のニーズに敏感であること。
 - b. 被害者のための既存の地域のサービス及びプログラムについて、情報を与えられ、豊富な知識を有し、(被害者の) 助けになれること。
2. 警察は、(証拠保全のための) 迅速な写真撮影及び検察官の許可を得た被害者に属する財産の敏速な返還のための手続を創設すること。
3. 警察は、暴力犯罪の被害者が、確実に、捜査の状況について定期的に知らされ、かつ捜査の終結を知らされるための手続を創設すること。
4. 警察職員は、被害者からの威迫や脅迫に関する報告に対して高い優先順位をつけて捜査し、それらの結果を検察官に報告すること。

(2) 検察

1. 検察官は、当初の起訴の決定から仮釈放の許可に至るまでの事件の状況について、被害者に情報提供すべき最終的な責任を負うべきこと。
2. 検察官は、保釈決定、訴訟の延期手続、答弁の取引、棄却又は訴えの取下げ、量刑及び被害弁償において、暴力犯罪被害者の視点を裁判所が視野に入れるようにさせる義務がある。
3. 検察官は、被害者又は証人に対する、いやがらせ、威迫、傷害、脅迫又は報復の未遂を犯した者を起訴し、かつ、法律を最大限適用すること。
4. 検察官は、訴訟の延期手続をできるだけ行わないこと。そのような遅延が必要な場合であっても、検察官は、被害者及び証人が同意し得る期日にその事件の処理を続行し、それらの期日は可能な限りいつでも事前に安全であることを確保し、そして的確な説明が訴訟の延期手続の理由とされるようにすること。
5. 検察庁は、被害者及び証人用待機電話システムを用意すること。
6. 検察庁は、裁判所において現実の証拠として必要がない場合、被害者に属する財産を迅速に返還するための手続を創設すること。
7. 検察庁は、被害者又は証人ユニット及びその他の被害者サービス機関と直接的な連絡体制を構築し、維持すること。
8. 検察官は、児童及び成人の性的暴力犯罪の被害者及びその家族が、極めて深い影響を受けていることを認識すべきこと。

(3) 裁判所

1. 公判及び上訴審に関与する判事に、犯罪被害者のニーズ及び法的利益に関する研修プログラムへの参加を義務付けること。
2. 判事は、被害者及び証人を、裁判手続のために必要な場合にのみ、召喚すること。
3. 判事又は裁判所管理職員は、検察証人及び被告証人に対して、分離された待合室を設けること。
4. 訴訟の延期手続の請求に対する判断を下す場合、判事は、被告人の利益に与えられるのと同様の重みを被害者及び証人の利益にも与えること。その上で、判事は、そのような判断を下した理由を記録にとどめること。
5. 裁判における時間の活用を、すべての参加者が、十分に、かつ責任を持って行うことを確保し、裁判所の負担が過重となることを軽減するため、判事は責任を分担すること。
6. 判事は、暴力犯罪の被害者に係る量刑において、適切な重み付けをすることを認められること。
7. 判事は、経済的損失を被った被害者に係るすべての事件において、被害者への被害弁償を命ずべきこと。ただし、記録上、被害者が反対の判断（被害弁償拒否）のための理由を強く述べている場合を除くこと。
8. 判事は、たとえ証人と認識されている場合であっても、特段の除外事由がない限り、被害者及びその家族が公判に出席することを認めること。
9. 判事は、被害者の利益を図るため、財産の写真を採用することにより、公判開始前に財産を迅速に返還することを、最大限考慮すること。
10. 判事は、児童淫行の被害者及びその家族が、極めて深い影響を受けていることを認識し、処分の際それが処罰に反映し、かつ適切ならば可能な治療を処分に盛り込むこと。

(4) 仮釈放委員会

1. 仮釈放委員会は、氏名及び住所が犯罪被害者及びその家族から事前に知らされている場合、仮釈放

のための聴聞に先立って、犯罪被害者及びその家族にそれを通知すること。

2. 仮釈放委員会は、犯罪被害者、その家族又はそれらの代理人に対して、仮釈放のための聴聞に参加することを認め、かつ彼らに対する当該犯罪者の犯罪が与えた影響を知らしめる機会を与えること。
3. 仮釈放委員会は、犯罪で起訴された仮釈放者について、直ちに拘禁すると同時に、終局の司法的判断が下されるまでの間仮釈放者をとめ置くことを確保するための必要な手続をとること。
4. 仮釈放委員会は、仮釈放のための聴聞に、排除原則を適用すべきでないこと。

4 その他の機関に対する勧告

(1) 病院に対する勧告

1. 病院は、暴力犯罪の被害者、特に高齢又は性的脅迫の被害者のニーズに対して、敏感となるための病院職員研修プログラムを創設し、実施すること。
2. 病院は、その費用負担能力にかかわらず、暴力犯罪の被害者に対する緊急医療援助を提供し、要した費用は、州の被害者補償基金から回収すること。
3. 病院は、犯罪被害者及びその家族に対して、緊急対応室における危機カウンセリングを行うこと。
4. 病院は、すべての被害者支援及び社会サービス機関と直接の連絡体制を確立すること。
5. 病院は、検察機関との協議の下に、標準化された物質的な証拠を収集するために適当な強姦検査キットを開発し、及びそのような証拠が適切な関係機関に対して提出されるまで、適切な保管状態を維持するための手続を設けること。

(2) 牧師（聖職者）に対する勧告

1. 牧師（聖職者）は、犯罪被害者のニーズを認識し、かつ、それらに対して働きかけること。
2. 牧師（聖職者）は、刑事司法制度、被害者のニーズ並びに被害者の精神的及び肉体的健康の回復に関して、神学校における研修及び各宗派内での研修制度を創設すること。

(3) 法曹界に対する勧告

1. すべての弁護士は、裁判所で働く者として、司法制度が刑事訴訟に参加するすべての者を公正に扱うことを確実にしめる義務があることを認識すること。
2. 特に検察官は、地方、州及び連邦レベルの法曹界において、活動的なメンバーであるべき義務があること、並びに被害者の隠れたニーズや利益を代弁すべきであることを認識すること。
3. 刑事司法制度内で生じた課題を扱う公式の法曹委員会を組織する者は、そのような委員会のメンバーについて、刑事訴訟において対立する双方の間のバランスを代表するように構成すべきこと。

(4) 学校に対する勧告

1. 学校当局は、校内暴力犯罪、学校職員に対する犯罪並びに武器及び薬物の所持についての迅速な報告に関するガイドラインを策定し、それを遵守するよう求めること。
2. 学校当局は、生徒との定期的な接触を契約内容とする者を含め、学校での仕事に応募している者の性的脅迫、児童淫行及びポルノグラフィに関する逮捕並びに有罪記録を確認すること、並びにそのような確認を採用の必須条件とすることに従うこと。
3. 教育者は、犯罪被害者の問題、ニーズ及び法的利益に関するコースを開発し、これを実施すること。
4. 学校当局は、犯罪によって被害者となることを避けるための方法を、生徒に気付かせることについて責任があることに留意すること。

(5) 精神医療機関等に対する勧告

1. 精神医療機関等は、犯罪被害者及びその家族に対する緊急及び長期間にわたる心理的治療プログラ

ムを開発し、提供すること。

2. 精神医療機関等は、臨床家が、犯罪被害者及びその家族を処遇できるようにするための研修プログラムを設けること。
3. 精神医療機関等は、犯罪被害者となったことによる直近の心理的影響及び長期的な心理的影響について研究すること。
4. 精神医療機関等は、犯罪被害者及びその家族が心理的治療を直ちに受けることができるようにするため、公的機関、犯罪被害者補償委員会及び民間保険会社と共同して業務を遂行すること。
5. 精神医療機関等は、他の被害者支援機関と直接の連絡体制を確立し、維持すること。

(6) 民間団体に対する勧告

1. 企業は、暴力犯罪によって負傷して欠勤せざるを得ない職員及び裁判所の審理に出席しなければならない職員に対して、有給休暇を認めること。
2. 企業は、犯罪被害者のための職員支援プログラムを創設すること。
3. 債権者は、最近犯罪被害者となったことによって、履行期日に支払ができない者に対して、惜しみのない債務減額を行うこと。
4. 民間団体は、私的な金銭の寄附を奨励し、及び公的又は私的いずれであるかを問わず、他の被害者サービス機関を援助すること。

第2 憲法修正の提案

アメリカ合衆国憲法修正第6条

すべての刑事上の訴追において、被告人は、当該犯罪が行われた州又は地域の公平な陪審による、迅速かつ公開の公判を受ける権利を有する。当該地域は、事前に法律で確定されるものとし、かつ、被告人は、告訴の性質及び原因を告知されること、被告人に不利益な証人と対審されること、被告人に有利な証人を得るための強制的な令状による喚問の機会を与えられること、及び防御のために弁護士の援助を受けることについての権利を有するものとする。

「同様に、被害者は、すべての刑事訴追に関し、司法手続の重要なすべての段階に出席し、かつ意見を述べる権利を有する。」(かぎかっこ内が、被害者の権利のための憲法修正案)